

令和2年第3回鬼北町議会定例会

令和2年9月17日（木曜日）

○議事日程

令和2年9月17日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第10号 町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について
- 日程第7 議案第41号 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第43号 工事請負契約（鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備））の締結について
- 日程第10 議案第44号 財産の取得について
- 日程第11 議案第45号 令和元年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第12 議案第46号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第47号 令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第48号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第49号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第50号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第51号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第52号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第 19 議案第 53 号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 54 号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 55 号 令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 22 議案第 56 号 令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 57 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 24 議案第 58 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 59 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 27 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について
- 日程第 28 発議第 2 号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）について
- 日程第 29 発議第 3 号 J R 予土線の利用促進に関する決議（案）について
- 日程第 30 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 31 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 32 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 承認第 10 号 町長の専決処分（令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号））の承認について
- 日程第 7 議案第 41 号 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 42 号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 4 3 号 工事請負契約（鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備））の締結について
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 財産の取得について
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 令和元年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 令和元年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 2 号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 3 号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 5 4 号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和元年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和元年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第27 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について
- 日程第28 発議第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）について
- 日程第29 発議第3号 J R予土線の利用促進に関する決議（案）について
- 日程第30 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第31 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第32 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 高橋 聖子	2番 中山 定則
3番 末廣 啓	4番 山本 博士
5番 赤松 俊二	6番 松下 純次
7番 芝 照雄	8番 福原 良夫
9番 程内 覺	10番 松浦 司
11番 山崎 保	12番 渡邊 眞次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 佐竹 誠 書 記 鶴井 留美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭 誠 亀	副 町 長 井上 建 司
総務財政課長 高田 達也	企画振興課長 二宮 浩
町民生活課長 谷口 浩 司	保健介護課長 芝 達 雄
環境保全課長 森 明	日吉支所長 那須 周 造
農林課長 松本 秀 治	建設課長 上田 司

水道課長 上田 司
教 育 長 松浦 秀樹
農業委員会会長 川平 定計
代表監査委員 上甲 康夫

会計管理者 古谷 忠志
教 育 課 長 渡邊 甫
農業委員会事務局長 松本 秀治

○副議長（福原良夫君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和2年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

長期間にわたって断続的に大雨をもたらしました今年の梅雨が明けますと、一転して夏らしい気温、さらに酷暑という人体にも影響しかねない気温の高い日が続いておりました。9月に入りますと、気温も少し下がり、朝夕は随分と涼しくなり、秋の気配を感じるようになってまいりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月に入ってから首都圏を中心に感染拡大が続き、日によっては全国で1,000人を超える方の感染が確認されておりましたが、東京の新規感染者は8月中旬以降、減少傾向に転じており、感染拡大は一定の歯止めがかかったとの判断の基、10月からは、GoToトラベルの補助対象として東京が追加されることになりました。

愛媛県内では、8月22日以降新たな感染は確認されておらず、感染予防対策が有効に機能しているのではないかと考えております。

一方で、内閣府が9月8日に発表した、今年4月期から6月期の国内総生産速報値では、前期比7.9%の減、年率換算で28.1%の減となり、リーマンショック直後の年率17.8%減を大きく上回り、過去最大の下落を記録したところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎつつ、経済を回していくことは、非常に困難であり、経済活動の活性化には、様々な御意見があるところであります。

こうした中、例年、鬼北町地域住民の方々の御協力により、各地域で様々な地域行事・イベント等を開催していただいておりますが、残念ながら今年は、コロナ禍の

影響で縮小・中止せざるを得ない状況が続いております。

コロナ禍を機に新たな生活様式への対応を求められる中、地方の価値も大きく変化してきています。

菅新内閣の河野行政改革担当大臣の就任挨拶に価値を創造する行政改革という表現がありましたが、アフターコロナに到来する新時代への変化を恐れず、町民一人一人が希望の持てるまちづくりに努力、そして力を発揮できるよう、御支援、お支えしてまいりたいと考えております。

さて、本日の定例会には、専決処分に伴う一般会計補正予算 1 件、条例改正 2 件、工事請負契約の締結 1 件、財産の取得 1 件、令和元年度決算認定案件として一般会計、特別会計及び企業会計合わせて 1 2 件、令和 2 年度一般会計補正予算 1 件、特別会計補正予算 2 件、諮問案件 1 件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和 2 年第 3 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番、末廣啓議員、4 番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 2 4 日までの 8 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 2 4 日までの 8 日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、農業委員会、農林課、建設課、町民生活課、保健介護課、水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和2年5月分、6月分、7月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から、経営状況を説明する資料として、令和元年度決算に関する書類及び令和2年度事業計画に関する資料が提出されましたので、配付しております。

次に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成31年度地方創生交付金事業検証結果の提出がありましたので、配付しております。

次に、定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、8月24日、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会が合同で、松野中学校の視察研修を行ったので、末廣啓厚生文教常任委員長から報告を受けます。

○厚生文教常任委員長（末廣 啓君）

改めまして、おはようございます。

視察研修報告を行います。

去る24日月曜日午前、隣の松野中学校を視察研修させていただきました。これは広見中学校改築に伴うもので、議会議員12名全員と事務局職員2名の14名で行いました。

コロナ禍で受け入れる側も大変憂慮される状況下ではありましたが、快く受け入れてくださいましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げる次第です。

まず最初に、資料に基づいて机上での説明を受けました。基本理念、基本方針の基に、地元木材を利用し、安全・安心な学校環境、高機能な教育空間確保等、生徒たちの学習の場、生活の場であるとともに、災害時の避難場所としての役割も有しているとの説明がありました。

現場説明においては、普通教室や特別教室、多目的室、理科室等全ての空間の説明をいただき、様々な工夫がなされていることに気づきました。

全体的には、廊下を広く確保されており、学校全体が広く感じられ、ゆったり感があつたように思われます。また、町並みや松丸街道を校舎のイメージテーマとし、木の持つぬくもり、温かさ、落ち着き、親しみやすさといった魅力が感じられました。

今後、広見中学校改築においても、折に触れてこの研修が少しでも生かされれば有益なものであつたと考えます。

最後になりましたが、親切・丁寧、そして細かく御説明いただきました毛利校長先生はじめ、松野町教育長、三好秀二様、松野町教育課長、井上靖様、大変お忙しい中ありがとうございました。御礼を申し上げます。

以上で、松野中学校視察研修の報告を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告は、6月議会定例会以降の行動状況を提示いたしております。

この3か月において、全国規模の大会、陳情、要望行動は中止、延期、または人数を制限しての開催にとどまり、私の公務県外出張は、高知県宿毛市1回のみでありました。

6月は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う日常執務での分散業務など、あらゆる対策を取っていた自粛時期から、6月19日以降、全国的に経済活動が少しずつ動き出すことになり、町内におきましても、飲食店をはじめ、商店の利活用を啓発することに努力いたしました。

7月11日、8月2日、8月23日、近永アエレールきほくを中心とした近永町なかエリアでオープンイベント及び小さな小さな夏祭などのイベントを民間主導で開催していただいております。北宇和高校生、商店街企業主、NPO法人ほっとホット、ダンスチーム講演、青年団など様々な方々から趣旨に賛同いただき、三密を避けなが

ら多くの町民の方々に御来場いただきました。

写真のように大勢の方々に参加していただく、また気にしていただくことは、最初は傍観者かもしれませんが、議員各位が御存じの地域行事と同じように、少しずつそのイベント、または課題を自分のことのように関心を寄せ、また自主的な行動に移っていく、私はハード事業を行う前には、このようなソフト事業が必ず必要であると信じております。

議員各位におかれましても、今後ともアエレールきほくをはじめ、町なか賑わいイベントへの参加について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

最後に、報告書には明記しておりませんが、コロナ禍で県内においても各種会議が中止となる中で、町長室の執務の時間の空いた時間について職員と1対1で話し合う時間を設けました。6月、7月、8月、1人30分間、現在のところ、医師、保育所職員を除く全職員130人と1人ずつ、30分ずつ町長室にて話し合いをいたしました。

内容は、昨年度末に実施しました、まちづくり町民アンケートの内容についてであります。このアンケートには、要望や現状課題報告、さらには行政への不満もかなりありましたが、ペンを執って一つひとつ書いていただいた町民の方々にまずは感謝することを促しました。その中身のあらゆる行政サービスに対する要望や改善すべき提案、さらに役場職員に対する不満などについて、職員一人一人が思うその対応策について話し合いました。思ってもみなかったアイデアの提案があったり、まちづくり施策に対する熱い思いを共感する時間となったケースもありました。

私のほうからは、まずは挨拶、親切な対応を今以上しっかりと心がけるよう啓発し、くれぐれも住民の方々と相對するのではなく、同じ方向を向いて仕事をしてほしいと依頼をしたところであります。

今後も必要に応じてこのような機会を設けてみたいと考えております。

その他事業、会議について省略いたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、福原良夫議員、赤松俊二議員、程内覺議員、中山定則議員、芝照雄議員、山本博士議員、高橋聖子の8名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

一般質問通告書のとおり、2件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、危険空き家住宅除去についてお伺いします。

町内の空き家は、高齢化が進む中でますます増加傾向にあると思われる。まだ使える空き家等においては、移住定住を目的として、定住支援補助金を予算化している。除去においても、上限80万円の補助金が予算化されている。ただ、不良度が100以上とか、避難路等に位置しているかなど、条件があるため補助金を利用できない危険空き家が多く見受けられます。

今後、危険空き家が増える中で、条件を撤廃した補助金について取り組む考えはないか、次のことについて問う。

(1) 町内の空き家は何件ほどあるのか。そのうち、危険空き家はどれぐらいなのか。

(2) 空き家除去の事前調査申出は年に何件ほどあるのか。

(3) 町単独予算での危険空き家除去に取り組む考えはないか。

この3点、お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の危険空き家の除去についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の空き家は何件ほどあるのか。そのうち、危険空き家はどれぐらいかとの御質問であります。現在把握しております町内にある空き家の数は、514件となっております。この空き家の調査は、平成27年に行ったものですが、除却事業の基準をもつての調査はいたしておりませんので、現在のところ、危険な空き家の数については、把握できておりません。

しかしながら、今年度、一般会計当初予算に調査費を計上し、現在、委託業者による空き家実態調査を実施しているところであります。除却事業の判定基準に準じて、老朽度・不良度においても5段階で判定することとしておりますので、調査完了後には、最新の空き家の戸数が確認できますとともに、それぞれの空き家の危険度判定の

目安になるものと考えております。

次に、2点目の空き家除去の事前調査申出は、年に何件ほどあるのかとの御質問ですが、平成30年度は5件、令和元年度につきましては11件、令和2年度につきましては、6月30日の事前調査申出期限までに12件となっております。

最後に、3点目の町単独予算で危険空き家除却に取り組む考えはないかの御質問にお答えをいたします。

当初予算には、老朽危険空き家除却事業費補助金といたしまして、上限80万円の8件分、640万円を計上いたしておりましたが、6月30日の申込期限までに12件の申込みがありましたので、今回、一般会計補正予算に4件分、320万円を追加計上いたしております。

通常でありましたら、危険度の比較により、4件分については、来年度まで待つていただくこととなりますが、申請者の除却意欲のあるうちに事業実施を進めていくことが、安心・安全な生活環境の確保となると推量し、県に補助事業としての追加要望の可否を確認したところ、可能であるとのこともあり、今回、早速、補正予算に追加計上したものであります。

このように年々申込み件数が増える中、補助事業を利用してより多くの皆様の御要望に答えていくことが、この事業の目的ではないかと考えております。

したがって、補助対象とならない町単独予算での除却につきましては、現状を確認しながら、今後、対策を検討していく必要がある案件であると考えております。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

平成27年の時点で空き家が514件あるという。ちょっともう現在に至っては、それ以上に空き家があるんだろうと思いますけども、先ほど5段階の段階があると言われましたが、この5段階はどういう段階なのかを細かく教えてほしいのと、27年に調査を行った折に、5段階の除却とか、段階がなかったのか、あったけれどもそれを使わずに把握できていないのか、ここら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、二宮企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいま2つ質問があったかと思いますが、平成27年度にも5段階で判定基準で調査をさせていただいております。ただ、その折には、今回御質問にありましたように、除却ごとの基準にした調査をしておりません。不良度調査というふうなことで5段階を調査しておりますので、危険空き家というふうなことでは把握をしていないというふうなことで、ただいま町長は答弁をさせていただいたというふうに思います。

今年度につきましては、5段階、危険度の基準を除去基準を基にしております。

まず、御説明させていただきますと、Aランク、目立った損傷は認められない。Bが、部分的な損傷はあるが危険な損傷は認められない。Cランクが、部分的に危険な損傷が認められる。Dが、建物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる。Eランクが、建物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられるというふうなことで、今年度におきましては、このDとEランクで危険空き家というふうな判定ができるのではないかとというふうに思います。

あわせて建物の除去基準に基づきまして倒壊した場合でも、隣の家であったり、公道を通行する人、車両に危険を及ぼす可能性があるかないかというふうなことで、危険空き家というふうなことで、今年度は判定させていただくことになっておりますので、速やかに空き家をお持ちの方には、撤去の指示なり、勧告なりが今年度からではできないのではないかとというふうに考えているものであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

27年度に不良家屋の調査を行ったということなのですが、不良家屋と危険家屋はどんなに違うのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

不良家屋というのは、現在、建設課のほうで除去基準に基づいて除去ができる空き家というものを決定いたしております。それが補助金が対象となる分なんですけれども、その分については、危険家屋というふうなことで認定をして補助をしておるところでございますけれども、平成27年度は、そういった除去基準に基づいた調査をしておりませんので、不良家屋としてしか認定ができていないというふうなことで御理

解をいただいたらというふうに思います。

○3番（末廣 啓君）

今、調査されております5段階においての今年度の調査、これは今年度で終了する
んでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今年度、鬼北町の空き家対策計画というものを今年度中に3年越しに見直しを
することとしております。その資料として今回の調査の資料を活用させていただき
ますので、現在9月から調査に入っております。今年中には調査が完了する予定で進め
ております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

次に、末廣議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（2）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

次に、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

何件か除去の申込みがあったように先ほどお聞きしましたが、対象となる空き家と
いうことで、町内にある空き家住宅で住宅の不良度が100以上と判断された住宅、
避難路等の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空き家がある敷地と沿道との境界線を
越えるおそれがある住宅と広報ではありますが、この解釈でよろしいんですか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問ですが、この補助事業につきましては、県の要綱、そして国費もありますので、国の要綱、そして町の要綱に基づいて審査しておるんですが、今の広報につきましては、住民の皆様に分かりやすく、まず判定の基準が100であるということと、沿道に面しておりますということを大々的に周知をしております。

後は、我々担当のほうが訪問したときに、細かい基準については、調査していくものとなっております。

以上です

○3番（末廣 啓君）

不良度が100以上の空き家において、避難路等にかからない場合は対象にならないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問ですが、現在の要綱、危険度基準で審査いたしますと、危険度が100以上、もしくは公道に面しておるという条件が必須となっております。

○3番（末廣 啓君）

今の答弁を聞いておりますと、危険度が100以上でも、空き家でも、公道にかからない場合は対象にならないというふうに受け取りました。いつ倒壊するか分からない危険空き家がありながら、対象にならないがために放置されております。そういう住宅を何軒も見かけます。そのうち自然倒壊するものと思われます。現に私の家の裏でもつい最近、自然倒壊が起きまして、そのままに今なっております。安全・安心なまちづくりを町長も先ほど言われましたが、うたわれておりますが、これでは安全・安心なまちづくりはできないのではないかと、いつ倒壊するか分からない住宅がそこらじゅうにあるということでは、また町全体の景観も損なわれて、鬼北町のイメージも悪くなるということも考えられます。

県の補助事業ということなんですが、それとは別に町単独での除去費用補助をぜひ考えていただいて、美しい景観のまちづくりを進めてほしいと思いますが、ここら辺はどのような考えなのか、もう一度聞かせてほしいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

末廣議員のおっしゃった部分の安心・安全なまちづくりに対する危機意識というものについては、私も同感でありまして、進めるものというものは、国・県の啓発と同じようにやっていきたいということで、うちも実施しとるわけでありまして、課題として残るのは、やはり皆さんも御承知のとおり、不在地主というところで、都会のほうに出られた地主さんの部分をどうするかというところでもあります。その部分が解決できれば、すごく前に向いていくのではないかなと思うんですけども、その費用負担等について、公費を持ち出すところについて、それぞれ御意見が分かれるところでもあります。そこも十分に考え、協議しながらといいますか、検討しながらということで、先ほど検討していく必要がある案件であるというふうに申し上げました。危機意識は持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○3番（末廣 啓君）

ちょっと前向きに考えていただきたいと思いますが、倉庫とか、蔵とかもあります。倒壊寸前というか、倒壊しそうな倉庫や蔵、よく見かけるんですけども、これは県の補助対象にはならないのかということと、もしならないのであれば、町単独での補助事業をされるようであれば、そこも対象にしていただきたい、そういう考えはないかも確認させていただいたらと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど二宮課長が話しましたように、空き家の状況というのは、居り屋、または倉庫、蔵というものも全て把握しているというふうな調査になっておりますので、そこらも交えて調査結果を見次第、これは大変なことだと、または5年後、10年後には大変なことになると、そのような状況というものを把握していきたいなと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（3）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

それでは、質問2、町長の2選出馬表明についてお伺いします。

兵頭町長においては、平成29年に就任されて以来、あと半年余りで1期目の任期

を終えられます。任期中には、「愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会」を熱狂的な歓声の中、民泊での大会を大成功に導かれ、また平成30年西日本豪雨災害の折には、被災された方々、被災箇所について、国・県等とも密に連携され、早期の復旧・復興に迅速に対応していただいたことは記憶に新しいところであり、町民が豊かに生活できるよう細かいところにまで気配り・目配り・心配りをされたことは、高く敬意を表します。

しかしながら、鬼北町が抱える行政課題は山積しており、財政的にも大変厳しい状況が続く中、強いリーダーシップが求められています。

私は、今後、ますますの鬼北町の発展・飛躍のために、兵頭町長に期待する1人であり、鬼北町民の期待も大きいものと考えますが、兵頭町長の御決意をお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の町長の2選出馬表明についての御質問にお答えをいたします。

町長として町政を担当させていただいてから、早いもので3年半が経過いたしました。この間、町民の負託に応え、与えられた責務を全うするため、山積する課題に真摯に向き合いながら、その解決に向けて全力で邁進してまいりました。

特に、鬼北町として過去に例のない大きな被害を受けた西日本豪雨災害の復興には、喫緊の課題として位置づけ、町民の皆さんが早く元通りに生活が送れるように早期復旧を目指して復興作業に取り組んでいるところであります。

また、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症拡大に対して感染防止対策、経済振興対策、心のケアという3点の視点からできる限りの施策を推進しております。

さらに、公約に掲げておりました5つの施策、交通弱者対策、鳥獣害対策、保育料軽減対策、北宇和病院存続維持、鬼のまちづくりソフト事業の推進につきましては、施策に必要なスピード感あるいはじっくりと向き合う対話協議、そして共に進もうとする協働意識、その時々によって最適と判断するプロセスを選択しながらゴールに向かっております。

ただ、それぞれの課題には、地域性、年齢、性別、職業等によって価値観が多様化していることもあり、全ての方々に納得していただくには至っていない状況は否めません。

このような状況の中で、住民サービスの向上に向けてさらなる不断の努力と変わら

ぬ情熱が必要であると、改めて痛感しているところであります。

以上のような状況の中で、私は町民の皆様自らが我が町鬼北町を愛する心を持ち続けていただきたいと願い、鬼北愛という信念を胸に、今後さらに鬼北町のまちづくりに全力を注いでまいりたいという強い思いを膨らませております。

しかし、まずは喫緊の課題であります、豪雨災害及びコロナ禍において苦しんでいらっしゃる方への対策としてしっかりと取り組むことを念頭に置きながら、並行して、今後支援者の皆様とさらに協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今ほど、今現在の気持ちをお聞きしました。強い気持ちを持たれておるということで、前向きな気持ちを持っておられるように受け取りました。

1期目の反省すべきところも少なからずあろうかと思っておりますので、しっかりとそこらあたりは顧みていただいて、早々の出馬表明を期待し、質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、これで末廣啓議員の質問を終わります。

次に、8番、福原良夫議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

福原議員、質問1についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

議席番号8番、福原良夫でございます。

通告どおり、3問質問をさせていただきます。

第1問、水道水の濁りについて質問いたします。

今年は、例年より梅雨の時期が長く、全国でも雨による災害が多く出た。その中で、鬼北町は大きな災害はなかったが、7月10日頃、下大野地区で水道水に濁り水が出たとのことであります。その後、どのように対応したのか。数年前にも近永地区で同じようなことがあったと思うが、そのことが生かされていないのではないかと思うので下記のことについて質問いたします。

(1) 何日ぐらい続いたのか。

(2) その間にどのような対応をしたのか。

(3) 飲料水はどうしたのかを伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第1番目の水道水の濁りについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の何日ぐらい続いたのかとの御質問ですが、7月上旬の大雨の影響で発生した下大野地区での水道水の濁りにつきましては、7月8日から12日までの5日間、確認いたしております。

次に、2点目のその間にどのような対応をしたのかとの御質問であります。水道水の濁りを確認した7月8日に、ろ過池の水を抜いて入替えを行い、経過観察をいたしました。水質の改善には至りませんでした。翌9日と10日も同様に、ろ過池の水を入替え、経過観察をいたしました。原水の透明度は改善しつつあったものの、浄水には変化が見られませんでした。さらに11日に、ろ過池の水を入れ替えたところで透明度が大きく改善し、12日には、原水・浄水の透明度が通常時まで改善いたしましたので、配水管中の水の入替え作業を行い、午前11時に入替えを完了いたしました。

次に、3点目の飲料水はどうしたのかとの御質問ですが、水質につきましては、残留塩素濃度が基準値であることで、大腸菌・一般細菌の繁殖はないと判断するとともに、原水・浄水とも異臭がなく、水の泡立ち等がなかったことから、飲用は可能であると判断し、飲用中止の措置は行いませんでした。水道水の濁りが発生した期間に、電話等で数件のお問合せがありましたが、飲用に問題のない旨を説明させていただき、どうしても気になる場合には、煮沸しての飲用、またはペットボトルの飲用を提案させていただきました。

この間、関係住民の方々には、大変御不便をおかけしましたこと、心からおわびを申し上げます。

以上で、福原良夫議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、質問1、(1)についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

(1) というか、全体的に3つまとめて質問したいと思います。

その間にいろいろ浄化槽浄化設備で対応を取ったということではありますけども、何でそういう濁りが出てきたのか、浄化槽浄化設備が悪いのか、また取入口とか、砂の問題、そういうものがあるのか等々分かれば。

それと、もう一つは、その間に対しての、言わば料金の値引きとか、そういうことは考えたのか、考えてないのかを質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

上田水道課長から答弁をさせます。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの福原議員の御質問でございますが、濁りの原因といたしましては、降雨により原水に混ざりました細かい砂利等が現在のろ過能力を超えて混入したものと考えられます。取水箇所、上流につきましては、石灰岩を含んだ土壌があることから、豪雨によりまして、その土壌の細かい粒子につきまして混入したと見られますが、現在の下大野浄水場のろ過の能力を超えましたもので、その対応に数日を要した次第でございます。

また、料金の減免等につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、残留塩素等を検査いたしましたところ、基準の数値がございまして、飲料には問題はないことから、給水停止の措置を取りませんでしたので、今回のところは減免については、考えておりません。

以上です。

○8番（福原良夫君）

料金を差し引いてないことは分かりますけれども、飲料水にちょっと濁りがあったものを、どう言いますか、塩素、それが無いということで飲むということは、なかなか、ちょっと本人、そこの部落の人、また地域の人に対しては、ちょっと抵抗があるんじゃないかと思うんですけども、すぐに給水車を出すとか、そういう対応は考えなかったですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長から答弁をさせます。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問ですが、濁り水につきましては、私のほうもペットボトルに持ち帰った飲料水の状態を確認いたしました。個人差はございますが、飲むに、

抵抗を感じる方も確かにいらっしまったと思います。

この件につきましては、お問合せが期間中5件ございました。5件中は、どういう御質問が多かったかと申しますと、やはり少し濁っているのに飲んでも問題はないのかという御質問でしたので、先ほどの答弁のとおり、飲むには問題はないとお答えしたのですが、残留塩素について基準は満たしてはおりましたが、普通に見て、やはり抵抗がある方の場合は、こちらのほうで、今後こういう問題が発生したときに、議員おっしゃられるように、安全なところからの給水措置等も考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、ちょっとよろしいですか。

質問（１）、（２）、（３）と分かれておりますけれども、質問と回答を聞いたらもう全部まとめたの回答、質問でよろしいですね。

○8番（福原良夫君）

はい。もう一つ、浄水場の言うたら下大野地区もその後でのぞいてはみたんですけども、その砂場というか、浄水場ですね。水をこすというか、その上に木が乗っかかっておるような箇所があるんですよ。ほかの浄水場もあるかもしれませんが、そういうのは隣の持ち主等々の許可も要すると思うんですけども、そういうのはなるべく伐採したほうがいいんじゃないかと思うんです。その点はどうですか。

○町長（兵頭誠亀君）

上田水道課長から答弁をさせます。

○水道課長（上田 司君）

ただいま浄水場付近に関します雑木等の御意見をいただきましたが、毎日浄水場には担当の者が検査、または見回りに回っておりますが、上空に倒木等の危険がある場合につきましては、今後、再調査いたしまして、そういう危険のある場合は、地主さん等に御相談して、伐採させていただくようお願いをしまいたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、福原議員、質問1については、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問1については、終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問2、防災、減災についてお伺いします。

平成30年7月西日本豪雨災害から2年以上がたちました。鬼北町の災害箇所はどれぐらい復旧が進んでいるのか。県では7月18日の時点で、発注率は99.1%、完成率は75.5%とあったが、鬼北町はどれぐらい完成したのかを問います。

また、危険性が高い場所を早期発見して直すことが安全対策につながっていくと思いますので、下記のことについてお伺いいたします。

- (1) 危険箇所はどれぐらいあるのか。
- (2) 避難場所での新型コロナ対策はどうなっているのか。
- (3) 避難箇所でのトイレ設置はどうなっているのかを伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第2番目の防災・減災についての御質問にお答えをいたします。

まず、前段の平成30年7月の西日本豪雨災害から2年たったが、鬼北町の災害箇所はどれぐらい復旧工事が進んでいるのかとの御質問にお答えいたします。

30年7月豪雨災害に被災した鬼北町内の公共土木施設と農林業施設の補助災害復旧工事は、全て発注済みとなりました。8月末現在で、工事件数148件、工事費12億9,699万円のうち、完了件数89件、完了工事費5億2,102万円となっており、工事件数ベースで60.1%、工事費ベースで40.2%の完成率となっております。

次に、1点目の危険箇所はどれぐらいあるのかとの御質問についてですが、土砂災害防止法に基づき、愛媛県が指定をしている土砂災害警戒区域は、現在、町内に365か所あります。また、基礎調査を終了した箇所が218か所ありますが、これらは今後、愛媛県による地元説明会を経て、土砂災害警戒区域に指定される予定となっております。

次に、2点目の避難場所での新型コロナ対策はどうなっているのかとの御質問ですが、

町の取組といたしましては、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、地区公民館6か所に加えて、三密になる状況をできるだけ緩和するため、鬼北総合公園体育館を加えて開設することといたしております。これらの避難所については、発熱やせき等の症状のある方専用のスペースを別フロアに確保し、ほかの避難者との接触を可能な限り減らすことといたしております。また、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等の衛生用品を配備したほか、段ボール間仕切り、段ボールベッドについても備蓄を進めております。

避難所運営職員に対しましても、体温チェックや衛生管理を徹底するとともに、換気や消毒、十分なスペースを確保することなど、避難所の衛生環境に留意するよう指導しております。

次に、3点目の避難所でのトイレの設置はどうなっているのかとの御質問ですが、水洗トイレが機能停止した際に、使用できる凝固剤タイプの簡易トイレを各指定避難所の防災倉庫に備蓄しております。この簡易トイレは、既存のトイレにかぶせて使用するもので、凝固機能と消臭機能を持ったトイレであります。

また、今回、一般会計補正予算に県の補助事業を活用し、地元管理の集会所において、トイレの洋式化、自動水栓の設置などの感染防止対策事業を実施する場合に、1か所当たり100万円を限度とした補助金を1,000万円計上いたしております。

以上で、福原良夫議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、質問2、前段の質問、工事の進捗率等についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

危険箇所についてなんですけども、今ほど365か所で、218か所が県の指定になるのではないかということもありました。それに対してパトロールをして危険箇所がどういう状況にあるのかを把握しているのか。また、危険箇所という、もう一つは道路上に竹とか木とかが重なっているようなところがあると思います。これ、今から冬に入って雪が積もると、それが重みで通行できなくなるというような状況も出てくると思います。そういう対策は今からどうしていくのか。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、今の質問は、質問2の（1）の再質問ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

前段のところの質問された鬼北町はどのぐらい完成しているのか問うについては、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい、了承です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（1）危険箇所はどのぐらいあるかという質問の再質問に移ります。

答弁よろしいですか。

○議長（渡邊眞次君）

上田建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいま福原議員の御質問ですが、危険箇所についてでございます。この危険箇所ですが、答弁にもございましたように、土砂災害防止法に基づきまして、県が指定をしている災害箇所でございます。指定につきましては、都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上で区域を指定するということになっておりますが、この指定しておる区域につきましては、県の担当のほうから町内各地区、説明に回っております地区でございます。その住民の皆様にご説明をさせていただいた上で、先ほどの土砂災害、または土砂災害特別警戒区域を指定させていただいておりますので、パトロールの件でございますが、恐らく住民の皆様が住んでおられる地域がほとんど指定になっておりますので、そこの危険区域としてパトロールを実施するということはございませんが、何か住民の皆様から御意見、変わった御相談がありましたら、建設課のほうで現場を見て調査をするというふうなことにしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（1）については、終了します。

質問2、（2）についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（2）については、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続きまして、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

トイレは今簡易トイレを用意しておるといふ答弁でありましたけども、これちょっと8月31日の愛媛新聞の切り抜きでありますけども、防災士が会合を開いております。そのときに、前になりますけども、阪神大震災とか、西日本豪雨もそうでありまして、そのときにトイレに汚物とか、汚れた下着等々が山積みになっておったというような記事が載っております。そういうことを踏まえて、鬼北町にも南海トラフ大地震が発生した場合に、トイレが一番大事になってくるんじゃないかと思っております。

その中で、この防災士の会合の中で、言うたらその簡易トイレを使ってみたという経験も載っております。なかなかスムーズにはいかない。簡単に今の自宅でするようなわけにはいかないというような記事も載っております。特に、女性の方が用を足される場合に、やっぱり場所場所によっていろいろ状況はあると思っておりますけども、警備員を配備したらどうかとか、そういう意見も載っております。それで、女性の立場に立ってのトイレの設置ですとか、ほかの風呂等とか、いろんな状況があると思っておりますが、そういうのは特別考えてあるのかないのかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理の関係で、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

女性目線ということだと思っておりますが、簡易トイレにつきましては、テント、これを設置したりして視線を防ぐような形、また、自主防災組織等にも御案内をさせていただいて、トイレの場所とか、そういったところはなるべく人目につかない場所であるとか、設置場所等にも研修も含めて実施をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

町の、言うたら防災士というか、そういうときにボランティア等々で出ていただく

人とか、そういう体制はできているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

防災士につきましては、現在、鬼北町に200人ぐらいおられるんですが、各地区の自主防災組織、56組織ございまして、その中に、必ず防災士の方がおられるようになっております。そういった防災士の方も含めて、自主防災組織のほうで運営等を実施していただくということになっておりますので、ボランティアという形というよりも、災害時等での主役になって活動していただけるものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2については、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで福原議員の質問2については、終了します。

続いて、質問3についての質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問3、コロナ禍について伺います。

新型コロナウイルスが発見されてから9か月がたったが、いまだに衰えることはなく猛威を振るっております。ウイルスに対しては、世界中で対応を取っているが、出口が見えないのが現実であります。愛媛県でも感染者が114名、死者が6名と報じられております。鬼北町では、町内の職場で1名が感染した後は拡大することなかった。また、これには皆様の協力があったからだと思っております。

そこで、下記のことについて伺います。

（1）特別定額給付金は町民全員に給付し終わったのか。

（2）いろんな給付金があるが、手続はスムーズにいつているのか、また、手続がスムーズにいかなかった給付金はあるのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第3番目のコロナ禍についての御質問のうち、1点目の特別定額給付金は、町民全員に給付し終わったのかとの御質問にお答えをいたします。

特別定額給付金は、申請期間が本年5月11日から8月11日の3か月間でありまして、支給対象世帯数が5,034世帯、支給対象者数が1万56名でありました。このうち5,020世帯、1万42名に対し給付金を支給し、99.86%の支給率となりました。支給期間中は、申請をされていない方に対しまして、再三の勧奨通知の送付と職員等による訪問等を行いました。

ただ、残念ながら、14世帯、14名の方に支給できませんでしたが、この内訳は、所在不明3名、死亡7名、給付拒否及び辞退4名であります。

支給が完了した方の中にも、給付金申請に際しまして、町内に住所を置いたままで、町外や国外に在住されていた方がおられたり、病院や施設等に入院・入所されている方で、書類の作成が早急にできなかつたりしたケースがありましたが、結果的には支給を完了することができました。

次に、2点目のいろいろな給付金があるが、手続はスムーズにいつているのか。また、手続がスムーズにいかなかった給付金はあるのかとの御質問にお答えをいたします。

まず、特別定額給付金以外の町民生活課所管の給付金につきましては、子育て世帯への支援施策として、子育て世帯への臨時特別給付金、鬼北っ子臨時応援給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金があります。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給するゼロ歳から中学生のいる世帯に対し、児童1人につき1万円を支給しております。

鬼北っ子臨時応援給付金につきましては、学校の臨時休校や就業環境の変化などから、生活への影響が大きいと考えられる高校生までの世帯に対象範囲を広げ、子育て世帯への町単独の追加支援策として実施し、児童・生徒1人につき2万円の追加給付を行っております。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、独り親世帯への支援策として、児童扶養手当の受給者に対し、1世帯当たり5万円、第二子以降1人につき3万円を追加支給するものです。

また、企画振興課所管の鬼北町企業応援給付金につきましては、9月14日までに申請された事業者は、126事業者で、総額約4,000万円を給付したところであります。申請内訳は、個人事業主が87事業者、法人が39事業者となっております。

ただいま申し上げた、いずれの給付金につきましても、特に大きな混乱はなく、手続は円滑に行えており、手続がスムーズにっていない給付金は、現在のところないのではないかと考えております。

以上で、福原良夫議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、質問3、（1）についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、（1）については、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問3、（2）についての再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

いろいろな給付金があるとは思いますが、その中で、地方創生臨時交付金というのが枠があったと思います。これは幾ら入って、何に主に使うのかをお聞きいたします。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民に対する町の給付金について国の支援も大切ですので、町民の関心があるところですので、回答をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

福原議員御質問の給付金につきましては、特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金等を指しているかと思えます。これにつきましては、国からの事業ですので、御質問がありました、コロナ感染症対応地方創生臨時交付金、これの財源とは別のものがございます。

なお、臨時交付金についてどう使うかと、幾ら入ってどう使うかという御質問ですが、1号、2号、3号補正におきまして、この臨時交付金につきまして、1億2,134万3,000円を歳入として予算計上しております。

次に、本定例会で提案いたします5号補正予算、この補正予算で2億6,963万8,000円を計上させていただいております。合わせて3億9,098万1,000円、これを予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

福原議員、質問3については、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで福原議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

赤松議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（赤松俊二君）

それでは、議席番号5番、赤松俊二です。

先の通告どおり一般質問を行います。3問質問をいたします。

まず、はじめに、歩行補助用電動車についてはありますが、ここではシニアカーで話を進めさせていただきたいと思います。

まず、はじめに、シニアカーの定義でございますが、高齢者向けに作られた三輪、または四輪のオート乗りの電動車でありまして、道路交通法では、車両ではなく補助車扱いということでございます。シニアカーの一番の利点は、四輪、三輪ということで、ある程度の安定性はあって、それで、かつ自分の足で、足を使わずに行きたいところに行ける、それと6キロぐらいの走行距離でありますので、結構早く、より早く、早いところに行け、そしてまた体の負担も楽でありますし、言ったところへいつでも行ける、そういったメリットがあると思われまます。

そこで、歩行補助用電動車購入の一部の補助ができないか。そしてまた、各市町村の支援策の例はないかについて伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第1番目の高齢者の外出支援についての御質問にお答えをいたします。

歩行補助用電動車購入の一部補助はできないか、また各市町村の支援策の例はないかとの御質問であります。購入の補助については、現在、当町では実施してはおりません。ただ、介護保険サービスの中の福祉用具貸与として、要介護2から5の認定を受けた被保険者及び要支援1と2、または要介護1の認定を受けた一部の被保険者を対象として、歩行補助用電動車のレンタル料について、1割から3割の本人負担金額を控除した金額の給付を行っております。

県内の市町にも確認をいたしましたところ、介護保険制度以外に歩行補助用電動車に対して支援を行っている市町はありませんでした。

本町におきましては、これまでと同様に、介護保険制度の中で対応をしまいたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

ただ、今ほど要介護や要支援の認定を受けてない方、そうした中でも、やっぱり電動カーがあれば利用したいという方はいるかと思います。先般の区長会の折、日吉地区においては、交通弱者対策について、集落ではなく、個人別々の問題なのでどのように考えているかと、そういった御意見、御質問があったかと思います。

人それぞれ立場や環境によってバス、タクシー、自転車などそれぞれ使い方が分かれるところでもございます。

鬼北町においては、農村集落が点在する自治体にとって電気の力を借りて地域内のあちこちを気楽に移動でき、荷物を持って歩行が難しい方が、このカー等を利用すれば病院や買物に行くなど、私は外出支援にとっても役立つと考えております。

県内においては、今ほどの答弁では支援をされていない、補助をしてないということでありましたが、全国的には在宅で生活をされている高齢者の外出を支援し、高齢者の健康を図るため外出支援用具として購入の助成をしているところもございます。

鬼北町においては、交通弱者対策の推進、そしてまた移動手段の確保など施策をいろいろと展開をされておりますが、そういった施策の中の1つとして高齢者外出支援等としてある程度一定額の補助を町として検討してみたいかかと思ひ、再度その可能性についてお伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の赤松議員さんのこの御質問の内容については、私は交通弱者対策というまで考えが及びませんでした。誠に申し訳ございません。

ただ、私は、うちの父親も介護2になっておるんですけども、ただ、私の気持ち、また母の気持ちとすれば、やはりそうならないように歩行練習を一生懸命するというふうな気持ちを持つ家族は多いんだろうと私は思っておりました。ですから、大変どうしても必要な部分については、今の鬼北町内では介護保険で十分賄えておるといふふうに認識はしておったわけですけども、交通弱者対策としてのこの品物等については、自分の備品というものを購入するというものについての補助というものとしての考え方は今までなかったものですから、あくまでも地域で交通弱者を守っていこうという共助の協働の方針と、考え方ということで啓発をしてきたものであります。ですから、もう少し検討させていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

○5番（赤松俊二君）

それと、もう1点、今ほどそういった要介護の認定をされた方で、そういったシニ

アカーのレンタルで乗られている方、そしてまた自費で高額なシニアカーを買われている方それぞれおられると思いますし、特に、私周辺地域のほうではよく見かけるところではございますが、今現在そういったシニアカーを利用される方にとって、私は歩道の状況が大変走行するには、でこぼこもあったり、非常に不安定になっているところもありますし、危険がないようきちんと整備をされるのか、してもらえるのか、そういったことについて、ここがいけん、あそこがいけんというふうな住民からそういった連絡があった場合、町の道路管理の管理者はすぐにそういった対応をされるのか、そしてまた国道、県道の歩道に対してもそういった要請をしていただくのか、そういった対応はできるのか、されるのか、その点について最後お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの御質問なんですけども、やはり今一番大切なのは、それを補助、町のほうで税金を投入して、そういう方々に支援をするということについて、日吉に限らず、全町民の方々、数百人、数千人以上になった場合に、そのほかのこと以外に、今ほど言われました道路に免許の要らない、もしかしたら少し認知という部分で少し心配な部分の方がどんどんその分を運転されるわけですから、そういうふうな状況等についても考えながら支援をしていかなければならない、そうなってきますと、やはり慎重に対応しなければならぬというふうに思わざるを得ないと思っております。

○5番（赤松俊二君）

今言った、そういった町道に対しての町道が歩道と町道の区分けがなかなか分かりにくいところではありますが、そういった国道についての歩道、県道、そういったことについての今後住民からの先ほどの質問ではありますが、そういった要請に対しては対応していただくのかということ再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町道におけます歩道の拡幅につきましては、危険度等につきまして要望があったところから現在もやっているところでございます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

質問2についての質問を行ってください。

○5番（赤松俊二君）

それでは、質問2、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策について伺います。

まず、はじめに、国、また町独自の給付金支援制度がありますけども、それについての申請状況がどのようになっているのか伺います。また、今後、そういった事業が終わった後、大変困っている個人、企業、事業者があらうかと思いますが、そういった個人、企業、事業者が継続して、事業が継続してできるサポートをどのようにしていくのかについて伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第2番目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の持続化給付金の対象となる事業所の申請状況についての御質問ですが、御案内のとおり、国が行っている持続化給付金制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業自粛等を行うなど、特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く活用できる給付金として給付する制度であります。

申請は、事業者が、パソコンかスマートフォンにより、持続化給付金申請用ホームページで電子申請するか、または御自身で電子申請を行うことが困難な方のために、国が申請サポート会場を開設するなどして、給付金の申請が行われている状況であります。

御質問の事業所の申請状況であります。個人から国への電子申請になることから、町のほうでは、町内事業者全体の申請事業者の数は把握することはできません。ただし、町独自の応援給付金申請時に、国の持続化給付金の給付申請状況を記載していただくこととしており、9月14日現在の町応援給付金の申請事業者126事業者のうち、77事業者が持続化給付金について申請された旨、申告いただいております。

次に、2点目の鬼北町企業応援給付金支援事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、事業所の申請状況についての御質問ですが、9月14日までに申請された事業者は126事業者で、総額約4,000万円を給付したところであります。申請内容は、個人事業主が87事業者、法人が39事業者となっております。

次に、今後、継続的な支援策としてどのような施策を出して法人企業のサポートを強化していくのかとの御質問にお答えをいたします。

現在、鬼北町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、個人、法人を問わず、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付事業、中小企業振興資金利子補給金交付事業、中小企業振興資金保証料補給事業、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用維持助成金支給事業、企業応援給付金支給事業、そして、イベント出展事業者応援事業、飲食店支援スタンプ・ラリー事業、飲食店応援！プロジェクト、復興事業等応援補助金等、様々な支援事業を予算化し、支援しているところであります。

それにも増して、コロナ禍の影響は、料理店以外にも広範囲に広がっており、これまでも増して対策が必要であると判断し、今回、一般会計予算に新たな事業者支援策・経済対策として、プレミアム商品券販売事業の予算を2億650万円計上いたしておりますが、今後におきましても、コロナの感染状況、町内事業者の経営状況を見ながら、継続的にサポートを図ってまいりたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

国の持続化給付金については、所管が国であるということで、なかなかその内容については分かりにくいところではあるかと思いますが、分かればいいですが、今ほどこの中で、そういった申請をされた事業者の内訳、分かればいいですが、その業種別、併せて分かればお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど町長の答弁で126業者中、77事業者というふうなことで答えさせていただいたと思いますけれども、業種につきましては、7業種で分類させていただいて集計をさせていただいております。まず、建設業が10、製造業が11、卸売業が1、小売業が15、飲食店・宿泊業が13、サービス業が21、その他として6で、計の77。うち法人、個人はもうよろしいでしょうか。今合計77件、集計させていただいております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（1）については、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

それは了承です。

○議長（渡邊眞次君）

続きまして、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

事業者のこの申請状況ですが、これにつきましては、鬼北町企業応援給付金の申請事業ということで、これについては、商工会が窓口ということで、かなりこの事業についての把握は町としてもされているのではないかなと思っております。これについても同じく業種別の内訳はどうか。それと予算額がこの給付金については、1億1,000万の予算を組まれておられるわけですが、今ほどの答弁では4,000万ということではありますが、このことについての現状をどう考えられるか、このことについても再度伺いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

応援給付金の事業種別の件を先に答えさせていただいたと思います。

126の内訳でございますが、建設業が17、製造業が14、卸売業が3、小売業が26、飲食店・宿泊業が19、サービス業が38、その他が9、合計126ということでございます。

9月14日末現在で、先ほど126業者で約4,000万というふうなことで支出をさせていただいておりますけれども、当初の予算につきましては、1億1,000万計上させていただいております。執行率としては36%であります。

これまでの9月14日までの申請対象月というものが、3か月対象にしておりますけれども、2月、3月、4月。3月、4月、5月。4月、5月、6月というふうなものが今主な申請状況でございます。現在も2波が終わりつつありますけれども、2波の分については、まだ今後申請が出てくるというふうに考えておりますので、現在の4,000万円の支出でありますけれども、今後5月、6月、7月。7月、8月、9月と

いったような申請が出てくるというふうな可能性も想定されますので、現在のところはそういった状況であるということで御理解をいただいております。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問2、（2）②についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

各支援事業はいろいろ先ほど答弁の中にもあったように、今現在その中において今現在の成果を踏まえ、今回もう少し町単独の、今ほど質問しました企業応援給付金についてちょっと再度お伺いしたいわけですが、この応援給付金については、先般の定例会の折、山本議員の質問において、給付金については、国の事業であり、またそれに乗らなかったところは、町が町の事業で吸い上げていただいた、そういった意味で大変助かっているところでもございます。

ただ、現場の声といたしましては、給付金についていろんな意見があるのも事実でございます。町の給付金につきましては、特に法人の場合、給付金の対象となる、そういった事業規模に限らず上限50万円になっております。この50万円については、他市町村と比べても個人、法人の上限高の設定は高うございます。そういった意味で、町内の企業、個人の事業に対して町長の熱い思いを感じるころでもございます。

それで、給付金についての事業内容でございますが、先ほども言いましたように、事業規模に限らず、対象となる3か月の売上げの差額が21%の減少率でも上限が4,000万になるような企業もあれば、減少率が29%でも51万の企業もあると。給付金については、それぞれ50万であると。逆に、3か月の売上げ差額が1,000万以上であっても減少率が18%であれば、給付金が受け取れない。当然国の給付金は50%以上が対象者でありますので、そういった申請もできない。町単独の事業なので、一番地元の企業のごことは一番分かっておるわけですが、再度そういった地元企業を応援するために、私は何らかの配慮があってもいいのではないかなと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

この給付金をするのに、まずはスピード感が要るだろうということで早めにせよと

いう指示を出しておったんですけども、金額について、また上限についても悩みました。ポイントは、いろんな方にお聞きして、結局20%という下限というものを設定したのは、多分赤松議員さんも御承知だと思いますけども、商業、事業所にとっては年間の事業、または十数年の事業の中で10%、15%、20%の浮き沈みというのは、致し方なくあるときもあるというふうな私は認識をいたしておりました。このコロナ対策における影響というものを20%として今回設定をいたしたものでございます。

それと1,000万円を超えてもと、事業規模に対して50万円の上限になっているというところの御不満なんですけども、御不満というのは、甘んじて受けなければなりませんけども、この給付金そのものについては50万であります。事業規模の大きいところと小さいところの差というのは、私は今回のコロナウイルスで本当に影響を受けていらっしゃる方は、まずは借入金を借り入れするだろうと。その借入金の利子補給というものは、例えば5,000万のところと500万のところでは利子補給の額が違ってくると。今回無利子にしたその裏側には、町がその分を補給する、国が3年間補給しますけども、鬼北町は7年間、その4年間を町単独で補給するという形を取っておりまして、その後については、事業規模が大きいところに利子補給を大きく税金投入するという形のものを取っておりまして、一概に赤松議員さんが言われた部分だけではなしに、全体として見ていただきたいなというところは思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

今ほど答弁では、利子補給、それも国、県、町のほうで利子7年間の枠の中の利子補給を補填されている。さっき言われましたように、事業規模の大きいところは借入れ金額も大きいので、その利子についての補填もその企業にとっては多くされると、そういう見解だろうと思うんですが、私がそれはいろいろ事業支援、私もいろいろ中身は分かっておるわけですけども、ただ、この企業応援給付金については、町長の言ったら地元に対する熱い思い、そしてまた、こういう金額はその事業規模の差でそれを補填する、町がそれを全て補填するということは、到底それはできないと思うし、ただ、これについてはそういった見舞金という、町としてのそういう気持ちを出している。そういう気持ちでこの給付金があると私も思っております。

ただ、同じ給付金を出すにしても、見舞金を出すにしても、やっぱりそれだけのこ

れは減少率であるけん、やられとるんで、売上高の残が金額、実際に4,500万、18%、20%切ったところでも対象にならんけども、1,000万以上の売上げ減のところもあるわけですので、そういった柔軟な対応、そこについてやっぱり地元の企業支援をして、どう言ったらいいんですかね。潰すわけにはいかんわけで、そういった企業に対して、町としてもう一度そういった何らかの対策はできないのか。そしてまた、国の事業について、町の給付金については、柔軟な対応で除外をされたわけですから、そういったことについても何らかの検討はできないのかということについて再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

やはり私が根底にあったのは、国の今回のコロナ対策の考え方として、全事業者に対しての補償はできないということは、一番はじめから言われておったというところで、例えば赤松議員さんの御意見を尊重し、これを50万を上限を100万にしても、200万にしても、それでも議員さんは多分もっともっとその支援をするべきじゃないかというふうな意見が出るんじゃないかなと。私はそれぞれの人の価値観というものの中で、町と行政側の税金投入として、支援策としての金額というものは差があるんじゃないかな。私は、先ほど違う案件として出ておりました、コロナに対する地方創生給付金というものに対しての3億8,000万の中で企業支援、またはコロナ禍に対する感染防止対策、または今後のケアという3本の柱をそれぞれのところに税金投入する形で振り分けていく、その中で、私はこの1億円余りの部分を投入しようというふうに判断をしたというところで御理解いただきたいと思います。

○5番（赤松俊二君）

私が言うのは、上限額を大きくして次々というんじゃないしに、やっぱり差をつけるべきではないかなということ再度言いたい。差をつけるべきであるということをお願いしておきたいのと、それと、先ほど4,000万、予算金額1億1,000万に対して今現在4,000万、執行率にすると30何%と言われましたけども、このことと執行率によっては、こういった給付金は繰越し等の処分を行い、新たにこういった支援事業をされるのか、今回で終わるのか、その点について最後お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

コロナ禍の影響については、現在のところは、鬼北町で危険が及ぼす、または危機に瀕している、またはいろんなところに影響が出ているところをそれぞれの担当課のほうで確認をして施策を展開しておりますけども、これから先、冬場になって雪が降り出して鬼北町にどのような災いが来るかもしれない、そういうことを考えますと、

やっぱりここはスピード感と同時に確実にそこについてをスピード感をもって違う施策を展開することも考える。国の今後の補正予算もしっかりと見極めながら事業を展開する中で、今の執行率の1億の中の4,000万というものをどう考えるか。追加部分も必要なのか。または、ダブって出すことが必要なのか。そこらあたりはもう少し時間を頂かないと分からないのではないかな。あくまでも事業補償ではなく、先ほど言われました、支給金について事業規模に対して差をつけるべきじゃないかというところについても、一部納得するところはあるんですけども、ただ現在、これで進んでおりますので、今回は御了承いただきたいなと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

続いて、質問3について質問を行ってください。

○5番（赤松俊二君）

質問3、日吉斎場の管理運営について質問いたします。

日吉斎場は、合併前からの高知県梶原町と共同で管理運営を行っているが、施設及び火葬炉の設備は35年以上経過し、老朽化により排煙等の諸問題が発生をしております。

そこで、斎場の現状と今後の管理運営について伺います。

(1) 斎場の利用状況について伺う。

(2) 斎場の管理運営に要する経費の負担について伺う。

(3) 今後の斎場の管理運営方針について伺う。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第3番目の日吉斎場の管理運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の斎場の利用状況についての御質問であります。議員御承知のとおり、日吉斎場につきましては、合併前の昭和61年6月、及び合併時に協定書の一部を改正して、平成17年4月1日付で、梶原町と締結した日吉斎場管理運営協定書に

基づき、更新継続して、現在も共同で管理運営をいたしております。

日吉斎場の過去3か年の利用状況は、平成29年度が、鬼北町6件、梶原町40件、そのほか3件の合計49件。平成30年度が、鬼北町6件、梶原町43件、その他1件の合計50件。令和元年度が、鬼北町3件、梶原町30件、合計33件の利用実績でありました。

なお、その他の4件につきましては、宇和島地区広域事務組合関係市町以外の利用者であり、支障がないと認めて許可をしたものであります。

次に、2点目の斎場の管理運営に要する経費の負担についての御質問であります。1点目の御質問で答弁いたしました、日吉斎場管理運営協定書の第2条に使用料、第3条に経費の負担、第4条に特別負担金の事項が規定されております。

使用料につきましては、鬼北町の方が、大人1体につき8,000円、小人1体につき6,000円、梶原町の方が、大人1体につき1万円、小人1体につき8,000円と定められています。また、経費の負担についてであります。斎場の管理運営に要する経費についての鬼北町及び梶原町の負担は、2分の1を平等割、2分の1を前年の1月から12月の使用件数割としております。ただし、修繕料及び工事請負費の負担については、前年の1月から12月の使用件数割となっております。また、特別負担金については、梶原町は特別負担金として利用1体につき、第2条に定める使用料と同額を負担していただくことになっております。

具体的に、平成31年1月から令和元年12月までの決算で御説明申し上げましたが、斎場の管理運営に要した経費が157万3,000円で、そのうち、修繕料及び工事請負費は25万円の支出でありました。一方、歳入につきましては、斎場使用料が38万4,000円で、鬼北町3件、梶原町36件、合計39件の利用がありました。そして、梶原町が、管理運営負担金及び特別負担金で100万3,000円を負担していただき、鬼北町は18万6,000円の負担となっております。梶原町が全体のおよそ64%、利用者24%、鬼北町12%の負担割合であります。

最後に、3点目の今後の斎場の管理運営方針についての御質問についてであります。議員御指摘のとおり、日吉斎場は、昭和54年度に整備された施設でありまして、建設後40年以上が経過しております。火葬炉については、状況に応じ炉内の耐火レンガの積替え等による改修、更新等を適宜行い、管理運営しているところでありますが、施設等かなり老朽化が目立ってきている状況であります。また、火葬炉の構造につきましては、主燃焼炉と二次燃焼炉から構成され、排出される煙を抑制するために、二次燃焼炉を60分前に作動させて炉内の温度を上昇させる手段を講じております。

さらに、斎場の使用上の注意事項として、綿とかナイロン等を棺の中に入れてないように、注意喚起も併せて行っております。

今後、施設の定期点検業務を委託している長久築炉工業株式会社に依頼をして、ハード面、ソフト面双方から、再度現場において検証を行い、その結果に基づき、共同して管理運営を行っている梶原町と協議を行う必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、施設の老朽化は避けては通れない問題と認識しておりますので、広見斎場の改築計画、住民の皆さんの御意見、梶原町の意向も考慮いたしまして、将来を見通した方針をなるべく早い時期に協議・決定してまいりたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（1）についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

鬼北町のみあ言ったら日吉地区ですよ。過去3年間の死亡者数が分かればお伺いしたいのと、把握でいいですが、この参考までに梶原町も現状についてもお聞きをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

那須日吉支所長から答弁をさせます。

○日吉支所長（那須周造君）

ただいま赤松議員から質問のありました、日吉地区の過去3年間における亡くなられた方々の人数について年度別にお答えをいたします。

まずはじめに、平成29年度は37名、続きまして、平成30年度は50名、令和元年度が41名となっております。過去3か年におけます日吉斎場の利用率は12%程度となっております。

続きまして、梶原町の状況でございますが、詳細は把握はしておりませんが、しかし、担当者のほうから年間60人前後の死亡届があり、そのうち、およそ60%の方々が日吉斎場を利用されているといったような状況でございますので、御報告をしておきます。

以上でございます。

○5番（赤松俊二君）

鬼北町住民の日吉斎場、鬼北町においては、そこに斎場があるわけですが、日吉斎場利用者が減少している状況にあると思いますが、合併をしてから減少傾向にあ

るのか、どういったらいいか、減少をしている理由があるのか、何か要因があるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

那須日吉支所長から答弁をさせます。

○日吉支所長（那須周造君）

次に質問のありました、近年、日吉斎場の利用者が少なくなっている現状についての質問でございますが、合併した当時は、まだ6割から7割の方々が日吉斎場を利用されておりましたが、しかし、それ以降、年々日吉斎場の利用者が少なくなってきました。そして平成27年度ぐらいから現在の状況が続いているような状況でございます。

なお、減少している理由につきましては、生活習慣の変化、また生活様式の変化ということが考えられるかと思えます。以前であれば、自宅とか、組の集会所等を利用して地域で葬式を、また告別式等を行っておられましたけど、現在ではほとんどの方が葬祭会館等を利用されているような状況でございます。

そういった理由で、葬祭会館につきましては、近永地区、またその近隣地区しかございませんので、当然その結果、広見斎場を利用される方がほとんどというような状況になっていると考えられます。

また、もう一つの大きな要因といたしましては、近年高齢化社会が急速に進展しております。そういったことも影響していつているのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、続きまして、質問3、（2）についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

日吉斎場の場合、利用されている方については、鬼北町の住民、当然梶原町住民の方が利用されていると思われませんが、そういった住民以外の方の使用についての使用

料、それについては、どのような形でやられているのか。このことについては、広見斎場においても、まあ言ったら町外の方の使用料については、町内の方と同じなのか、やっぱり町外の方の使用料はまた違う金額で設定をされているのか、そのことについてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、ただいまの質問につきまして、日吉支所長のほうから答弁をさせます。

○日吉支所長（那須周造君）

ただいまの赤松議員から質問のありました、日吉斎場を利用する鬼北町及び栲原町以外の方の使用料金につきましては、まず、はじめに、宇和島地区広域事務組合関係市町の住民の方が大人1体につき2万円、小人1体につき1万8,000円となっております。

続きまして、宇和島地区広域事務組合関係市町以外の住民の方が大人1体につき4万円、小人1体につき3万円と定められております。

続きまして、広見斎場の使用料についてでございますけど、もう基本的に日吉斎場と同一の料金の設定となっておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問3、（2）については、終わります。

続いて、質問3、（3）についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

この日吉斎場については、私のほうにもそういった天候、風向きによってはかなりの黒煙が学校側のほうにも流れますし、そしてまた風向きによっては日向谷の住宅地にも入り込む。そしてまた、こういった天気、雨の風の無風な状態のときには、我々下鍵山役場中心あそこら辺にもずっとそういった黒煙が下りてきて、大変そういった面でも住民からの苦情が、多分支所の方も分かれると思っておりますが、私のほうにも何とかならないのかということをおっしゃっております。この件については、予算審議会の折にも何回か再度説明、このことについて求めたわけですが、今回一般質問に出させていただきましたが、今後、広見斎場の改築計画、広見斎場改築が実施され、改築さ

れた場合のまず1点、日吉斎場の取扱いについてどうされるのか、そのことについて再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

那須日吉支所長のほうから答弁をさせます。

○日吉支所長（那須周造君）

ただいまの質問でございますが、広見斎場の改築計画があるということは聞いておりますけど、具体的にいつということは分かっておりませんが、もし広見斎場の改築計画がなされる場合には、鬼北町全体としての改築計画となろうかと思っておりますので、その折には、当然もう日吉斎場につきましては、廃止、閉鎖の運びとなるのではなからうかと考えておりますけど、ただ、これも一旦に言えませんが、そういった折にも地元の住民の方々の御意見とか、梶原町の意向等も十分に勘案をいたしまして、双方不利益のないような結論を出したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○5番（赤松俊二君）

最後になりますが、そういったことも含めて、再度現場においていろいろと検証を行っていただき、その結果、改善が見込めないという場合であれば、早い時期に共同運営管理者である梶原町と今後の方針について協議をしていただき、住民にもそういった方向性が示されるようなことを、協議を早急にしていただき、そういった方向性を示していただければと思います。

最後に町長、見解をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

この案件につきましては、御承知のとおり、合併前から旧日吉村と梶原町での提携をされたものでありまして、これをどうこうすることには、梶原町との協議が絶対に必要だと。実は私、9月二十何日ぐらいに、もう梶原町に行くように予定はしております。その前段といいますか、今の状況といいますか、今議員さんが御指摘のあったようなところをあからさまに出して、梶原の町長さんと2人でお話をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

これで赤松俊二議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を11時30分とします。5分ほど休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、程内覺議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

程内議員、質問1についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

議席番号9番、程内覺です。

先に通告していました3点について質問をいたします。お願いします。

まず、はじめに、1点目といたしまして、土砂災害警戒区域等、防災、減災についてを質問いたします。

愛媛県より先に小松地区全戸に配布されました防災マップによる、土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）、また防災、減災についてお伺いをします。

その中の1で、その図書資料によりますと、東小松川流域での土石流が想定をされています。想定されています流域には、地域住民の避難場所に指定をされています三島公民館も含まれており、地域住民の方々も不安を感じられておりますが、対応策は考えられているのかお伺いします。

2、2年前に起こった豪雨災害の規模、それに対する復旧はどの程度まで進んでいるのか伺います。

3、その豪雨災害では、町内でも貴い人命が失われました。いつどこで起こるか分からない災害発生時に、すぐに全町民までとはいかないにしても、町職員、また消防団員等の安否確認システムを導入すべきではないかと考えますが、考え方について伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第1番目の土砂災害警戒区域等、防災、減災についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問であります。議員御指摘のとおり、指定避難場所である三島公民館は、土砂災害警戒区域に含まれております。現在、三島公民館は、大雨警報等による警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、避難所として開設しておりますが、付近で土砂災害の危険が高まった場合は、三島小学校を避難所として開設するなどの対応策を取ってまいりたいと考えております。

その一方で、三島公民館は、耐震基準を満たしており、地震の際の避難所としての利用は問題ないと認識しておりますので、避難所の開設については、災害の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の2年前に町内で起こった豪雨災害の全体規模、それに対する復旧はどの程度まで進んでいるのかとの御質問ですが、先ほど福原議員の御質問に答弁いたしましたように、30年7月豪雨災害に被災した鬼北町内の公共土木施設と、農林業施設の補助災害復旧工事は、全て発注済みとなりました。8月末現在で、工事件数148件、工事費12億9,699万円のうち、完了件数89件、完了工事費5億2,102万円となっており、工事件数ベースで、60.1%、工事費ベースで40.2%の完成率となっております。

その内訳について申し上げますと、建設課所管の公共土木施設災害につきましては、8月末日現在で、発注件数70件、工事費5億2,650万円となっており、うち完成件数は42件、完了工事費1億8,200万円であります。工事件数では、60%。工事費につきましては、34.6%の完成率となっております。

また、農林課所管の農林業施設災害につきましては、発注件数78件、工事費7億7,049万円となっており、うち完成件数が47件、完了工事費3億3,902万円であります。工事件数では、60.3%。工事費につきましては、44.0%の完成率となっております。

次に、3点目の安否確認システムの導入についての御質問であります。現在、職員につきましては、一斉情報配信サービス、通称災害メールといいますけども、これを利用した安否確認システムを導入しており、全職員を対象に、月1回、安否・参集確認訓練を実施しております。また、実際に警報発表時などの災害対策本部の招集にも利用をしているところであります。

消防団員につきましては、団長、副団長等の幹部の方に登録していただき、各種連絡に利用しているところでありますが、団員の安否確認につきましては、各部、各分

団で安否の確認を行い、幹部に報告する流れとしており、町が、直接団員個人の安否を確認する体制とはいたしておりません。

以上で、程内覚議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1の1についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今ほど町長のほうから答弁をいただきまして、公民館は避難場所として適切であるといったようなことやったと思いますが、何キロニュートンというのか、その数字がかなり低いことは低いんですが、今までどおり、そうしたら三島公民館は地域住民の避難場所として適切であるということによろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細な返答につきまして、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

町長の答弁にもございましたように、土砂災害警戒区域に入っているということで、今程内議員が申されました最大力量が23.9ニュートンということなんですが、土砂災害の場合は、この警戒区域に入っております。ただ、その他の災害、地震等での災害時には使えるという理解をしております。また、地域によって雨量の差がございますので、雨量については、1キロメッシュで確認をさせていただいて、この三島公民館の上流で雨量が高くなった場合、こういったときには、その他の避難所への避難誘導も含めて検討をさせていただきたいと考えております。

○9番（程内 覺君）

大体分かりましたが、土砂災害、雨量災害というんですか。住民は区別ができるのかな。そういった小学校へ行きなはいや、公民館へ行きなはいやといったような避難指示というものは、こういった形で伝達をされるのか、再度お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

警報発令時には、防災放送等で避難のほうの指示というか、避難のお願いをさせていただいておるところです。現在のところ、避難所を開設しておりますという放送をさせていただいて、各公民館、また今年から鬼北総合公園も避難場所に入れさせていただいて、避難の誘導をさせていただいております。

これについては、災害の程度といいますか、災害の種類によって避難場所を誘導さ

せていただきたいと考えております。

また、職員を各公民館、避難場所に配置いたしますので、その職員の誘導等も含めて適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

大体分かりましたが、昼と夜の問題もあると思うので、その辺も十分に住民に分かるように周知をしていただいて、この間の雨のときも公民館に3名ほど避難をされていたようですが、間違いがないように適切な避難を指導、指揮していただくようお願いをしておきたいと思っております。お願いというよりか、そういった指導を適切にやっていただきますように、もう一回質問をします。

○町長（兵頭誠亀君）

今回のケースは、一番心配をしておったのは、一番すごくなるのが夜半過ぎであったということやったんで、災害対策本部のほうで昼間のうちに出そうというふうなところであります。

先ほど程内議員が言われた、どのように住民に周知するのかというところについての的確な答弁にはなっていなかったかもしれないですけども、多分誰がじいちゃん、ばあちゃんに知らせるんぞと。例えば地震が起きたときに、有線が切れた場合にはどうするんぞというところまで、多分お考えではなかったかなと思っておりまして、実際には、今一番心配しておりますのは、有線が切れたときというふうなことも想定をして、例えば自主防災組織の総会のときですとか、それから防災士の総会のときには、そういうふうなところも機械に頼らない部分というものも啓発していかなければならないというふうな御意見もいただいております、本当にそこらあたりも町民の方々の場でも検討していただいとるというふうに認識いたしております。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1の1については、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続きまして、質問1の2についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

先ほどの福原議員の質問と重複しておるところがありますので、そのことは省かせていただきますが、建設業者の皆さんの協力もあって、入札も全て完了したということでございますが、大体全ての工事が終わるのをいつ頃見込んでおられるのか、その1点だけお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長及び建設課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

農林業施設につきましては、おおむね今年度中には完成を予定いたしております。ただ、2件ほど、令和3年度まで持ち越すような事業もありますので、全体的には今年度中には終わるというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問ですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、発注ケース70件のうち、完成が42件となっております。残り28件の未完了の工事の内訳につきましては、事故繰越分、これが令和3年の3月末に完成すべきものが13件ございまして、あと過年債分、これが3年度になりますので、令和4年の3月末工期となっておりますが、これが15件となっております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1の2については、終わります。

続いて、質問1の3についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

安否確認システムで、2016年4月に発生しました熊本地震では、通信会社の資料によりますと、15分で回答率が55%、また2018年6月に発生しました大阪地震では30分で回答率が54%と、大変早い時間で安否の確認が行われております。そういった面もありまして、そんなに高額なそういった通信料でもないんじゃないかなと思っておりますが、できるだけ早く、全町民に導入をしていただきまして、みんなが安心して、どこにおるかというのが分かるようなシステム作りも要るんじゃないかと思っておりますが、その点について再度お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員さんが言われるのは、生活弱者という部分も多分あるんじゃないかなというふうに拝察をいたします。今ほど言われました、すぐにメールを返してくるというのは、基本的に全ての面で災害のときに弱者ほどの心配の要らない方がいらっしゃるのではないかな。中には、独り暮らし、または老老介護をされている方の中には、そのメールがなかなかできないと。やっぱり私はそこは本当に大切なのは、共助といいますか、自主防災組織に頼るしかないと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、それでは質問1については、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

質問1については、これで終了します。

続きまして、質問2についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問2、文化複合施設整備及び町立病院について伺いをします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人々の交流も制限され重苦しい空気が漂う中、町民福祉の向上のため、以下について伺います。

1、いつ収束するのも分からないコロナ禍において、地域住民が近場で安心して読書や会話もでき、また高齢者が健康維持のため、気軽に運動可能な十分なスペースを持った、町民が集まりたくなる、よりよい文化複合施設整備をする考えはありませんか伺います。

2、町民誰もが行きたいと思える町立病院づくりが大切だと考えますが、今年度より、病床利用率の低下や赤字継続などの理由で一般病床（55床）だけでの対応ということですが、地域住民の医療拠点として、療養病床休床後、またコロナ禍の中での病院経営は現在どのような状況か伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覚議員の第2番目の文化複合施設整備、及び町立病院についての御質問のうち、まず1点目の文化複合施設を整備する考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

長寿化や余暇時間の増加により、生涯学習に対するニーズがますます高まる中で、地域に根差した個性豊かな文化を振興するため、町民の多様な芸術文化活動を積極的に奨励するとともに、芸術文化の鑑賞機会を増やしていくことが求められております。

また、地域の伝統や文化に対する町民の関心を高め、貴重な文化財の保存・活用を推進していくことは重要なことであり、その一方で、町民の健康寿命を伸ばす上で、生涯スポーツを推進する必要性につきましても、強く認識しているところであります。

御質問中の地域住民が近場で安心して読書や会話ができ、また高齢者が健康維持のため気軽に運動可能なスペースを持った、住民が集まりたくなるよりよい施設の整備であります。現在、本町では、公民館を拠点として、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習の基盤整備に取り組んでおります。活動の拠点となる施設・設備の充実を図るため、計画的に改修工事を実施しており、図書室の充実はもちろんのこと、各種健康学級、介護予防運動教室、軽スポーツ教室など、高齢者の積極的な社会参加を促し、寝たきりや認知症予防につなげております。また、社会福祉協議会等と連携して、サロンや生きがいデイの育成にも努め、多世代交流事業等では、これまでに培った経験や知識、技術を地域社会に還元していただき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に過ごせるように、支援しているところであります。

今後におきましても、住民はもちろんのこと、診療所や事業所等とも連携しながら、各地域にある公民館施設を活用し、地域包括ケア体制の充実・強化を図ることで、地域全体でサポート体制を確立し、町民福祉に取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在のところ、文化複合施設の整備について検討には至っておりません。

ただし、アルコール工場跡地の造成地につきまして、造成当初の住民の意見集約を基本とした、近永アルコール工場跡地活用検討委員会からの答申の基本計画では、文化施設などの用地に活用する内容となっております。今後、整備計画を検討していく中で、人口減少、財政状況を見据えて、町全体での文化複合施設の建設についても協議を重ねなければならないというふうに考えております。

次に、2点目の療養病床の休床やコロナ禍の中での病院経営は現在どのような状況なのかとの御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、本年4月から療養病床45床を休止し、一般病床55床での

運営を行っているところであります。4月から8月までの外来患者数は、前年度の同期間と比較して、1日平均144.5人から21.2人減の123.3人となっておりますが、主な要因は、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、薬剤を長期投与にしたことが主な要因と考えられます。また、外来収益は、4月から7月までの期間、前年度と比較して610万円の減収となっておりますが、外出を避けるという基本的な感染防止に協力をしていただいたことも影響をしていると考えられます。

この状況は、南予一帯の医療関係はもとより、全国的な状況として報道されているところであります。現在においては、若干回復傾向になっているものであります。

次に、入院患者数につきましては、同じく4月から8月までの前年度の同期間と比較して、1日平均48.1人から2.5人減の45.6人となっております。主な要因は、療養病床の休止に伴うものと考えられます。

また、入院収益は、4月から7月までの期間、前年度と比較して、1,830万円の減収となっております。本年度は、施設基準による入院料が、1か月当たり250万円下がる見込みでしたが、現状維持とすることができたため、年度当初の見込みと比較して、減少幅が縮小することとなっております。

次に、支出の状況ですが、4月から7月までの4か月間の病院経営に係る事業費は、前年度の同期間と比較して、1,150万円の減となっており、減の主な要因は、療養病床の休止に伴う看護師の減員による人件費の減によるものであります。国から再編統合の議論の検討を必要とされているところでありますが、依然として厳しい経営状況でもあります。

しかし、昨年度に開催された全員協議会でも御説明いたしましたように、北宇和病院は、地域医療機関として必要であることは、現在も変わりなく、現在、旭川荘と本年度末に契約期間満了となる指定管理の契約の継続について、更新の交渉を行っているところであり、併せて、町民誰もが行きたいと思える病院づくりを目指して、病院経営の在り方について協議しているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

以上で、程内覚議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2の1についての再質問はありますか。

○9番（程内 覚君）

ただいま答弁いただきましたが、役場の周辺では、防災センターの建物も工事が進んでおりますし、周辺整備も大分整っていると思えますが、人口も1万人前後になり

まして、当町において、近い将来拠点づくりとして、町長がうたわれております、町民の憩い、安らぎの町、満足の場所を提供する必要もあろうかと思えます。また近永周辺の住民の方もやはり近くにそういった施設が欲しいよねといった声もたくさん聞かれております。

我々周辺の者もやっぱりたまには近永にも行ってみようねとか、そういったような感覚もあると思えます。そういう中で、町長も末廣議員の質問にもありましたが、ぜひ続投していただきまして、近永アルコール工場跡地にそういったみんなが集える施設をいろんな場所、行政、梶原町にもあったり、宇和島近隣にも結構そういった施設もありますので、そういった強い思いでぜひそういうものが欲しいかなと思っておりますが、町長のお考えをいま一度お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員さんが言われております、文化複合施設という名前自体が本当に広い受け取り方によっては状況でありまして、一番うちのほうに人口的に多い高齢者の方々、または今回アルコール工場跡地に作ろうとしています児童福祉の部分、併せてそこらあたりをそれぞれの年代の方々が効果的に心豊かなまちづくりにつなげられるような施設ができるのであれば、それは本当に素晴らしいことだと思います。

考え方として、各公民館というお話をしましたけども、ただ必要なのは心豊かになるためにどのように人と人が接していくか、一番初めの御挨拶で申し上げましたように、コロナ禍の中で多分価値観がどんどん変わっていくだろう、それを早めに早めに察知をして、程内議員さんが言われるように、近永の町なかにそういうものが必要なかどうか、さらに検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○9番（程内 覺君）

それと先ほど町長、公民館の施設整備をして、そこで安らぎを得るといふようなことも答弁いただいたんですが、公民館は以前からそんなに施設が増えているわけでもないし、そんなに変わったような様子もないんですが、公民館の在り方についてもう少し何かを増やすとか、何か設備を公民館におかえとかいったような考えはないですかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

そこは少し考えが違ふかもしれません。私は、各公民館の主役はやはり地域住民だろうと。その中で、いかに職員が育ててもらって、その恩返しとして素晴らしい事業をそれぞれの公民館で展開していくと。そのために各公民館のほうにどんどん希望

して行ってほしいというふうに職員には言っております。今回1主事の提案で、コロナ禍で帰れなかった都会に住む鬼北町出身の方々にビデオメッセージを送りたいということで、いろんな企画をして、それを提供したいというようなアイデアを出してくれました。それは地域に帰って、いろんな方の意見を聞きながら自分で発想してそれを展開していく。ハード事業も大切なんですけども、先ほど申し上げましたように、やっぱりソフト事業をまずは展開をして、地盤をしっかりとした上で、公民館を愛する、または鬼北町を愛する方々の意見として必要なハード事業をやっていくというのが主体ではないかなと私は思っております。御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

今、答弁いただきましたが、公民館の今後のハード面になるかもしれませんが、施設の充実とか、そういう何かランニングをするような機器とか、そういったものを各公民館に入れて健康増進にもつなげるといったような考えはありませんかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

その部分についても、それぞれの主事、または教育課のほうで、いろんな提案というものをしてほしいということを常々話しております。やはり一番近くにいる主事、または館長さん方のほう、それぞれの地域に要望のあるやり方、またはそれに付随するハードが必要になれば、そこは十分取り上げていきたいなど。各公民館、同じような施設があってもいいですし、違うものがあっても十分いいと思うんです。それを特徴を生かした公民館づくり、地域づくりというのは、私も大賛成でありますので、各議員さんからも御要望といたしますか、アイデアを頂ければ幸いです。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問の途中ですが、ここで休憩を入れたいんですが、よろしいでしょうか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

程内議員、質問2の2についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

4月に療養病床を休床になったんですが、そのときの患者さんの移動とか、職員さんの移動については、何ら問題なくスムーズに行われたのか。また、巡回バスも走っておりますが、その巡回バスによって北宇和病院の患者さんの人数の増減はどのようになっているのか。それと、マスクとか、手袋とか、医療用品については、十分整っているのか、まず3点お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

患者さんの移動のときの状況、また職員の状況、それから職員体制に問題がなかったのかということ、それからマスク等の確保については、保健介護課長、それから巡回バスの件につきましては、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいま程内議員さんから質問のありました療養病床休床に伴う入院患者の関係ですが、現在、療養病床におられた患者のうち、3名がそのまま長期入院者として治療を受けながら入院をされております。それ以降、新たな療養病床に相当する患者さんとして9名増えて、合計12名となっております。

それから、職員さんについては、昨年の全員協議会等でも説明しましたように、当初3名減というふうに申しておりましたが、そのとおり3名減となっております。それから4月以降に、これは療養病床の休床に伴うものではありませんけれど、自己都合ということで1名退職されているような状況であります。

それから、マスク等、消耗品の状況ですが、これについては、経営母体のほう、岡山の旭川荘がありますけれど、そちらからでの支給と、あと国から支給を受けておりますので、今のところ、そういった消耗品的なものについては、不足がないというふ

うに報告を受けている状況です。

以上で終わります。

○企画振興課長（二宮 浩君）

循環バスの利用で利用者が増えたかどうかという点でございますけれども、循環バスにつきましては、当初始めた当時は数人の利用者でございましたけれども、今現在最高で20人近くの方が利用いただいている現状をつかんでおります。

北宇和病院を発着点といたしておりますので、基本的には、増加傾向にあると思えますけれども、それが直接循環バスを走らすことによって北宇和病院の患者数が増えたというふうな数値はつかんでおりませんので、ここではっきり申し上げられませんけれども、少なからずそういった北宇和病院を発着点とすることによって利用者数は徐々に増えつつあるのではないかというふうに感じておるところでございます。

○9番（程内 覺君）

先ほど町長の答弁にもありましたように、去年の9月には、厚労省より、一方的に再編統合の議論が必要と判断され、北宇和病院も名指しをされました。そういう中で、私自身も恥ずかしながら、この間、けがをして、北宇和病院でお世話になりました。そういった中で、やはり近所にこういった設備の整った町立病院は私も監査委員さんからの指摘もあったりして、赤字続きで経営が本当に大変で、本当にこの病院を続けたほうがいいのかどうかというような疑問も少なからずあったわけですが、やはり身に置き換えてみると、やはりこの地域の医療拠点としてやはりそこに働いておられる方とか、住民の方におかれても、やはり必要不可欠な病院ではないかなと思っております。

経済状況も大変先ほど聞きましたら厳しいとは思いますが、ぜひ存続の方向で町長にも力を入れてほしいと思っておりますが、今後における見解を町長からお伺いしたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

病院経営につきましては、現在、指定管理者制度というものを活用した旭川荘にお願いしておると。旭川荘さんのほうも国から移管をされた南療養所の経営、改築等がありまして、大変今過渡期に立たされておるといふところがあるので、継続についてもなかなか初めはすぐにはまとまらんかったわけでありまして、見直してみますと、それぞれの立場、町はそれを存続し、また愛される病院にしたい、それから旭川荘さんのほうは、愛媛県南予における障害福祉拠点と同時に、これまで培った経験を基に医療についても頑張ってみようという気持ちの接点を探っておったわけです。こ

れまであまり申し上げられなかったんですけども、やはり一町民といいますか、我々みたいに手に職がない者については、病院の先生方になかなか物申すことはできなかったというところはあったんですけども、今回、旭川荘本部の障害者医療に携わっております岡山大学出身の医師に、旭川荘の理事をされておるんですけども、来ていただきまして、北宇和病院の先生方と1対1の面接をしていただく。その中で、愛される病院とは何かというものを医師同士で話をさせていただくというふうな面接もさせていただいております。

何がいかという、なかなか正解は出んかもしれんですけども、そのような病院経営について、また愛される病院を目指して努力をしていただいとる。町として何ができるかというところを、私は今度の補正で、それを今ほど議員さんが言われましたように、町内だけではなしに、松野も含めて、南予一帯、高知県の梶原、または四万十市四万十町からも患者さんが見えになるわけですから、出目、また永野市のほうに、国道のところに看板を北宇和病院はこちらですというものをつけるような形のを少しずつですけども、やっていきたいということで、県のほうにもお願いし、了解をしていただいとるところです。それぞれの思いとしまして、維持存続として、今は本当に議員さん言われましたとおりのふうな意見で私も頑張ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問2については、終了します。

続きまして、質問3についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

3点目の質問で、コロナ禍における農林業支援についてお伺いをします。

コロナ禍と異常気象の中で、農林業者、農林業家の支援は整っているのかお伺いをします。

先ほどから各議員が商業的な支援とか、そういったものを質問をされましたが、農業支援について、あまり私自身も聞こえてこないもので、その辺の支援策はどのようなになっているのかお伺いをします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第3番目のコロナ禍における農林業支援についての御質問にお答えをいたします。

コロナ禍と異常気象の中で、農林業家への支援は整っているのかとの御質問であります。農林業家への支援といたしましては、一般会計補正予算（第3号）で、担い手農家応援給付金500万円、農産物外販強化推進事業に1,011万円、食育推進事業に100万円、集客回復促進事業に200万円を計上しております。

担い手農家応援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により農業に係る売上額が減少した担い手農家に対し、農業経営の継続安定化を図ることを目的として、前年1年間と比較して農業に係る売上げが20%以上減少している者で、前年の農業に係る売上げから、当該年の売上げを差し引いた金額（限度額25万円）を担い手農家に給付するものであります。

次に、農産物外販強化推進事業につきましては、道の駅に出荷している農家等が生産加工した野菜等の販売額が減少しているため、大消費地への販売を強化することにより、農業経営の継続安定化を図ることを目的として、夢産地、森の三角ぼうしに、鬼北町の特産品を中心として外販用の運搬車両、新規商品開発に係る経費を補助するものであります。

また、食育推進事業につきましては、町内農家が生産した農産物の販売量が減少していることから、学校給食で積極的に使用することによって地産地消を推進し、農家の農業経営を支援することを目的として、鬼北町学校給食運営委員会に地域農産物購入に係る経費を補助するものであります。

また、集客回復促進事業につきましては、道の駅の集客が落ち込んだため、集客の回復を図ることで、特産品、農産物等の販売増加を図ることを目的として、夢産地、森の三角ぼうしに復興イベント等に係る経費を補助するものであります。

さらに、新たな支援策として、今回の一般会計補正予算におきまして、新型コロナウイルスの影響を受け、材価が下落した木材について、山林所有者の皆様が安心して森林整備を進めていただくために、木材価格緊急対策事業費1,410万円を計上しております。支援内容につきましては、町内在住の山林所有者、または所有者から森林経営委託を受けた者で、鬼北町内の民有林から指定市場に出荷した、杉・ヒノキの間伐材を補助対象とし、その月の木材単価が過去3か年の月平均単価より、1,000円以上下回るときに出荷した木材に対し、1立方メートル当たり1,500円以内

の額を補助単価として山林所有者等へ補助するものであります。

今後も、町内の農林業の状況を見ながら、コロナ禍による農林業家への支援が必要であると考えられる場合には、新たな事業を計画し、予算化して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、程内覺議員の3番目の御質問への答弁といたします。

○9番（程内 覺君）

ただいまの答弁で農業支援にも補助金がたくさんあるのかなというのは分かったわけですが、そういった中で、認定農業者は機械を購入したり、いろいろな活動をされていると思いますが、農業認定者にも県の認定者、町の認定者、担い手等があると思いますが、これはどのように分類をされて活動等しておられるのか。それと、担い手農家の方には、25万ということですが、前年度1年間というのは、結構これはなかなか資料も作りづらかったり、1年間というのは長い期間やないかなと思いますが、もう少し短い期間、3か月間、農業の場合はそういうのができないかも分からないんですが、その点、もっと期間を短縮して支給できるような制度とはならないのかお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細については、この後、農林課長のほうで答弁をさせます。

農業の考え方については、収穫する品目、作目について、米であれば秋であるというところで、なかなか3月、4月、5月のコロナ禍における影響のときの影響の額というのが算定しづらかったというところがあった部分がありまして、それ以外のうちの鬼北町の特産といいますか、収量が多いキュウリ等につきましても、月日に差があるということがあったと言えはあります。少し詳細につきまして、農林課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

まず、認定農業者へのコロナ関係の支援でございますが、給付金等では担い手とか、認定農業者ということで、それを生業にしている方ということで、実施をしております。それと、あと期間なんですけど、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、例えば作型が変わったりとか、その期間はしばらく収入がないとか、その農家によりまして、例えば稲作されている方だったら秋とか、そういったことがありますので、全体を見渡しまして、その1年間の差額分を補填しようということで行っております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

それと、コロナ禍において休校があって、学校給食が止まったと思うんですが、今の町長の答弁によると、道の駅に運搬具とかの助成をしてというようなことも言われたと思うんですが、三角ぼうし、夢産地辺りに直接納品をされている方も含めて、給食が止まったばかりに自分のところの具材が販売できず、何とかしてほしいとか、そういった要望はありませんでしたか、お伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

一部野菜農家さんで給食に行くものが行けなかったというようなこともありますが、それは鬼北町内の給食だけじゃなく、ほかのところにも出しとるということだったんですが、そういったものにつきましては、三角ぼうしのほうでイベントをしたりですとか、また、三角ぼうしのほうが役場に売りに来て買ったりですとか、そういったところで協力はできているかなというふうに思っております。

確かに道の駅に野菜はなかなか出てないんですけど、御存じのように、野菜とか米とかにつきましては、単籠もりのようなこともありまして、割と道の駅には出ないけど、農協関係の市場とかには、かなりいい値段で出ているというようなこともありまして、道の駅関係につきましては、そういったことで何とか手当はしているというふうに思っております。

○9番（程内 覺君）

それと、農業支援でコロナ禍における養豚業とか、畜産業の方々の現況は、景気もいろいろ相場も左右されると思うんですが、現況はどのような状況なのかお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

畜産に関しまして、養豚等は、どちらかと言えばいろいろな状況がありまして、販売のほうはあまり影響はないというふうに思っております。あと鳥、媛っこ地鶏とかにつきましては、一般のレストランとかそういうところに出しておりましたので、そういった意味で、ある程度影響はありましたが、それにつきましても、県とか、または鬼北町のほうで協力し合ってそれを買い取るというふうなこともやっております。また、肉牛につきましては、全国的にやはり売れないということがありますので、そこら辺につきましては、多少影響はありますが、国の補助事業、また、町のほうでも

補助事業ということで対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

ただいま答弁によって、木材価格がかなり下落をしておるということで、緊急の補助として補正予算で1,450万ですか、今言われたんですが、私の近くの会社ではないんですが、聞くところによると、大型トラックで納品して1台当たり4万から5万の下落があったと。非常に厳しいという話を聞きます。

そういった中で、こういった予算も出していただけるのではないかと思います、また、今回に限らず、やはり状況を見ていただいて、引き続き臨機応変に補正を出していただけたら、そういう生業にしている方々、また農家の方も助かるのではないかと思います、その点について最後にお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今回、農産物に係る部分として、先ほど言いました担い手農家の部分については、それぞれ担当のほうそれぞれの担い手農家に一つひとつ1軒回って、どのような影響が出るとかということをも5月、6月にチェックをした。そのときに林業関係も全部チェックしたんですけども、そのときにはあまり出てなかったんですよ。ただ、ここ7月になってから一気に落ちてきたということで、スピード感をもって今回計上させていただいたという状況であります。もう程内議員さんの言われるとおりで、これからも臨機応変に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（渡邊眞次君）

これで程内議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を1時半とします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

○2番（中山定則君）

議席番号2番の中山定則です。

先に通告したとおり、一般質問を行います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問1、新型コロナウイルス感染症対策として、補正予算を4月、6月と組みました。3点質問いたします。

1点目、企業応援給付金支給事業1億1,000万円などの企業支援予算として1億5,000万円、農産物外販強化推進事業費補助金101万1,000円などの農家支援予算として1,800万円の予算の執行状況とその事業効果について質問をします。

2点目、新型コロナウイルス感染症が流行している中、災害時の避難所となる公民館等に消毒液、間仕切り、非接触型体温計等の備品の整備をしていく考えはないか質問します。

3点目、児童手当受給対象世帯に対して1人当たり2万円の子育て世帯等臨時給付金として2,400万円を支給されますが、再支給するなどの生活支援施策を打つ考えはないか質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問のうち、まず、1点目の企業支援及び農家支援の予算の執行状況とその事業効果について、御質問にお答えをいたします。

企業支援につきましては、赤松俊二議員の質問にも答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付事業、中小企業振興資金利子補給金交付事業、中小企業振興資金保証料補給事業、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用

維持助成金支給事業、企業応援給付金支給事業、イベント出展事業者応援事業、飲食店支援スタンプ・ラリー事業、飲食店応援プロジェクト、復興事業等応援補助金等、様々な支援事業を予算化し支援しているところであります。

そのうち、主なものとして、鬼北町企業応援給付金支援事業につきましては、9月14日までに126件、総額約4,000万円を給付したところであり、執行率は約36%、また、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付事業につきましては、9月14日までに53件、融資総額約7億8,000万円に係る利子補給申請があり、年内償還に係る利子分について、今後、各金融機関からの請求により、利子補給を予定しているところであります。

事業効果であります。現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少により、廃業や倒産に至った町内に本社を置く事業者や、雇用を切られたという被雇用者の情報は、商工会等にも入っておらず、支援事業等を活用され、新たな展開を模索しながら、経営の維持に努めていただいているのではないかと推察をしているところであります。

ただ、9月に入り衝撃の走った、しんばしの閉店について、多方面の情報で経営悪化の要因としてコロナ禍の影響は少なからずあった模様であるが、最も大きな要因ではないという見方が大半であります。報道でありましたように、町内関係者が9名いらっしゃる状況もあり、直ちに町行政関係機関の中で人的配置に不足している部分はないか、前倒し確認を実施し、調理関係についてハローワークに登録をしたところであります。

次に、農家支援につきましては、一般会計補正予算（第3号）で、担い手農家応援給付金500万円、農産物外販強化推進事業1,011万円、食育推進事業100万円、集客回復促進事業200万円を計上いたしております。

担い手農家応援給付金につきましては、前年の農業に係る売上げから、当該年の売上げを差し引いた金額を給付対象としており、翌年1月からの申請となりますので、予算の執行はありません。

また、農産物外販強化推進事業につきましては、夢産地に外販用の運搬車両の整備、森の三角ぼうしに新規商品開発に係る経費を補助するもので、現在、補助金交付申請を受理し、交付決定通知を行っている状況であり、年度末に実績報告の提出があった後に、補助金を交付することとなります。

次に、食育推進事業につきましては、鬼北町学校給食運営委員会に地域農産物購入に係る経費を補助するもので、補助金交付申請を受理し、交付決定後に概算請求があ

りましたので、100万円支出済みとなっております。

また、集客回復促進事業につきましては、夢産地、森の三角ぼうしに復興イベント等に係る経費を補助するもので、夢産地は、現在のところ、復興イベントを計画中でありますけども、森の三角ぼうしは、現在イベントを実施中であり、補助金交付申請を受理し、交付決定通知しているところであり、事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金を交付することになります。事業効果につきましては、担い手農家応援給付金の交付後、また、補助金の実績報告の提出を受けた後に、検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時の避難所となる公民館等に、感染症対策備品等を整備していく考えはないかとの御質問であります。福原議員の御質問にもお答えいたしましたように、避難所には、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等の衛生用品を配備したほか、段ボール間仕切り、段ボールベッドについても備蓄を進めております。

次に、3点目の子育て世帯等の臨時給付金を再支給するなど、生活支援施策を打つ考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

町では、既に、子育て世帯への支援施策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている児童手当を受給するゼロ歳から中学生のいる世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金として児童1人につき1万円を支給しております。

また、追加支援施策として、学校の臨時休校や就業環境の変化などから生活への影響が大きいと考えられる高校生までの世帯を対象範囲を広げた、鬼北っ子臨時応援給付金を児童の保護者と施設入所児童に対し、1人につき2万円を町単独で追加給付しております。

また、独り親世帯への支援施策として、児童扶養手当の受給者に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を追加支給する、ひとり親世帯臨時特別給付金も取り組んでおり、既に78世帯の独り親世帯に対し、総額519万円の支給を行っております。

さらに、新たな支援策として、今回、一般会計補正予算に、大学生等生活応援給付金として、3,000万円を計上しているところであります。春先において国の支援策の展開があることで、見合わせておりましたが、コロナ禍による学習環境が劣化していること、アルバイト収入が減少したり、実家に滞在することを余儀なくされ、家賃のみを支払うなど、経済的な負担が増加、そしてその状況は継続していると判断し、対象大学生に対し、1人当たり10万円の給付を行い、修学支援を図ってまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

1点目で、事業効果についてなんですけど、先ほど程内議員の質問の中の最後のほうで、農家への訪問とか、畜産家、林業家への訪問されとるという答弁をされましたが、鬼北町商工会のほうで、今年4月に、新型コロナウイルス感染症対策に係る商工会員緊急状況調査をされましたが、町としても、そういう事業効果を把握するためにアンケート調査あるいは訪問調査等をする考えはないか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

4月当初に商工会でやっていただいたのは、鬼北町、行政のほうから商工会の状況についてチェックをしてほしいというお願いをして、依頼をしてやっていただいたものでございます。その分も了解していただければよろしいかと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

訪問調査といいますか、実際に行って話を聞くという調査についてどうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回のコロナ禍に対する影響について、担当課も含めて商工会のほうとは相当な協議をしております。一つひとつの新しい施策についても商工会さんのほうの御意見、また商工会のそれぞれの部、またはいろんな方々の御意見を聞きながら進めております。その分は、それぞれの商工会のほうで、それぞれの会員さんのほうから随時必要な部分については、電話等、行政にはなかなか話ができないところも商工会を通じて私は話がいったるのではないかなと推察をいたしております。その状況の中で、もし訪問調査というものが必要なのであれば、それはもちろん行政としてしていかなければなりませんけども、その調査そのものについても商工会のほうと相談をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問 1、（1）については、了承ですか。

○ 2 番（中山定則君）

はい。

○ 議長（渡邊眞次君）

続いて、質問 1、（2）についての再質問はありますか。

○ 2 番（中山定則君）

ありません。

○ 議長（渡邊眞次君）

ない。はい、了解。

続きまして、質問 1、（3）についての再質問はありますか。

○ 2 番（中山定則君）

子育て世帯等臨時給付金 1 人 2 万円なんですけど、申請受け付けが 7 月 6 日から 10 月 30 日となっております。この現在の支給状況について質問します。

○ 町長（兵頭誠亀君）

谷口町民課長のほうから答弁をさせます。

○ 町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、失礼をいたします。2 万円分の鬼北っ子臨時応援給付金についての御質問だと思っておりますが、8 月 31 日現在におきまして、1,137 件につきまして支給をさせていただいております。合計 2 万円掛けますので、2,274 万円の支給をさせていただいております。支給率につきましては、95.39%ということになっております。

以上でございます

○ 2 番（中山定則君）

先ほどの町長の答弁でちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、再支給する考えはないということですか。今支給状況 95%と、かなりの支給されているので、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、この使い道については、各市町村いろいろな取組をされていますが、この国からの交付金がまだ来るのであれば、引き続き支給を考えたかどうかと思いますが、再質問いたします。

○ 町長（兵頭誠亀君）

中山議員が言われるとおり、支給するのが一番いいわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この分については、これから冬場、それから春先にかけて、鬼北町においてはどのようなところが一番影響があるかということを見極めながら対

応してまいらないといかん部分じゃないかなと。国の創生交付金そのものの金額等も十分把握しながら対応をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、広見中学校の改築について質問します。

広見中学校の改築計画については、議員に対しまして、令和2年2月26日の全員協議会において説明がありました。3点質問します。

1点目、広見中学校は、昭和48年度建築で、建築後47年経過しています。平成27年9月の広見中学校の雨漏りの修繕を今後どのように考えているかの一般質問に対しまして、可能な限り早期に改築の検討に入りたいとの答弁がありました。

平成29年3月発行の鬼北町公共施設等総合管理計画の整備予定では、広見中学校校舎屋内運動場改築は、平成37年度、令和7年度の予定となっています。

中期行財政計画を前倒しして実施する理由について質問をします。

2点目、広見中学校の改築に係る基本設計、実施設計の公募型プロポーザルの実施経過及び結果について質問をいたします。

3点目、広見中学校改築検討委員会は、既に広見中学校改築基本計画案について承認しましたが、今後どのような役割を果たしていくのか質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、中山定則議員の第2番目の広見中学校の改築についての御質問にお答えいたします。

1点目の中期行財政計画を前倒しして実施する理由についての御質問ですが、令和2年第1回鬼北町議会定例会の折に、程内覺議員から、広見中学校の現校舎の解体及

び新築校舎の計画についての御質問をいただき、その答弁の中で「中期行財政計画には、設計を令和5年度、改築工事を令和6年度及び7年度の2か年で行う予定としているが、校舎の劣化が著しいため早期に改築したいと町長に要望したところである」とお答えしております。

その後、6月に開催されました第2回議会定例会におきまして、一般会計補正予算に設計業務委託料を計上し、議会の承認をいただきましたので、現在、設計業者の選定を進めているところであります。

したがいまして、3年前倒して設計業務に取り組むわけではありますが、その理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、校舎の老朽化が著しいためであります。特に、雨漏りや、それに伴うカビの発生、コンクリートの剥離等、健康面や安全面で支障が発生しており、生徒たちが将来の目標を考える大切な時期に、充実した環境で教育を受けさせたいとの思いからでありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の基本設計及び実施設計の公募型プロポーザルの実施経過及び結果についての御質問ですが、8月7日にプロポーザルの実施公告を行い、参加表明書の提出期限を8月21日としておりましたところ、県内外の3社から提出があり、第1次審査で書類審査を行いました。その結果、3社ともに基準を満たしており、3社による第2次審査のプレゼンテーションを9月23日に実施予定としておりますので、そこで設計業者を決定したいと考えております。

最後に、3点目の広見中学校改築検討委員会は、今後どのような役割を果たすのかとの御質問ですが、第1回目の検討委員会を7月29日に開催し、基本設計及び業者選定方法について説明し、御意見をいただいたところであります。今後も完成するまで適宜開催させていただき、設計業務及び改築工事の進捗状況や、検討を要する事項等について御意見等を伺い、それを参考に改築工事に反映させてまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問への答弁といたします。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

この基本設計及び実施計画の公募型プロポーザルについて、私のほうでは、ホームページに掲載をされていたので見たんですが、この公告され、公募締切り、もう締切りの次の日ぐらいにはホームページから消えていました。現在は出てないと思います。そういうこともありまして、この質問したんです。質問のプレゼンテーションの日とか、そういう2次審査の日までよく見てなくて、この質問を出したもので、その点、こういう質問になったということを理解いただいたらと思います。

なお、ここで仕様書の中で気になったのが、気になるといいますか、課題を何点か業者に課しているようでしたが、そういう課題というのは、どういう課題を課されたのか、そこだけ質問をさせていただきます。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうに答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

ただいまの御質問でありますけども、議員の皆さんに改築基本計画をお配りしていると思うんですけども、その中の重点項目、これらが課題として業者がどのような提案をしてくるかということ課題としておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほど教育長の答弁で、完成するまでこの改築検討委員会を続けるということなんですが、まず基本設計、まだこれはプレゼンテーションも終わってないんですが、基本設計ができたときに、できるというか、その前段階で改築委員会の意見を伺うのか、基本設計ができれば、あと実施設計ということで進んでいくのと、もう確定的に進んでいくと思うので、基本設計ができる前の段階で検討委員会をされるかどうかについて質問します。

○教育長（松浦秀樹君）

当然そのつもりでございます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

続きまして、中山議員、質問3についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問3、鬼北町保育所施設整備計画（案）について。

鬼北町保育所施設整備計画書(案)は、令和2年2月に作成され、令和2年2月26日開催の全員協議会において議員に対して説明されました。その後、令和2年度区長会において、町民生活課から、「鬼北町保育施設の現状と再編計画について」と題して説明がありました。

2点質問します。

1点目、令和2年度区長会では、保育所の再編計画は、現時点の計画と説明されましたが、鬼北町保育所整備基本計画書は、いつ頃どのような過程を経て決定され公表されるのか質問します。

2点目、鬼北町保育所施設整備計画（案）で、令和6年度に3園となった場合、保育所の統廃合方針、適切な集団規模の確保について、協調性の育ちを維持するようになる学級の望ましい人数として、3歳児であればおよそ18人程度、4歳児であればおよそ23人程度、5歳児であればおよそ26人程度が望ましいとされていますが、その確保はできるのか質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の鬼北町保育所施設整備計画書(案)についての御質問のうち、1点目の鬼北町保育所施設整備計画書は、いつ頃どのような過程を経て決定され公表されるのかとの御質問についてお答えをいたします。

中山議員御案内のとおり、鬼北町保育所施設整備計画書(案)につきましては、令和2年2月に原案を作成し、鬼北町議会全員協議会において御説明いたしました。その後、この計画(案)に基づきまして、6月に各地区で開催いたしました区長会において、

各地区の区長さんに説明するとともに、8月には、保育職場のパートを除く全ての職員に対し説明を行ったところであります。

今後の予定といたしましては、10月には、保育所ごとの保護者説明会を開催し、統廃合に関する保護者の皆さんの御意見等を伺った後、保護者アンケートの結果から得られた御意見や、ニーズ等、保育サービス等を含め、保育所運営に反映できるか検討し、統合の時期を含めた施設整備計画書の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、計画が策定できましたら、決定された具体的な統合内容やサービスの詳細等について、必要に応じて、地域の方々や保護者の皆様方に説明するとともに、速やかにホームページ等で公表したいと考えております。

次に、第2点目の当計画書(案)で令和6年度に3園となった場合、保育所の統廃合方針「適切な集団規模の確保」はできるのかとの御質問にお答えをいたします。

文部科学省が、幼児の健やかな成長を目指して、調査・研究を委託した全国幼児教育研究協会の研究の成果を公表していますが、その研究概要によりますと、適切な集団規模の確保の1例として、一人一人の自己発揮よりも集団での関わり、すなわち、先ほど中山議員が御指摘があった、協調性の育ちを重視するようになる学級の望ましい人数として、3歳児であればおよそ18人程度、4歳児であればおよそ23人程度、5歳児であればおよそ26人程度が望ましいとされております。

しかしながら、当町の場合、近年の著しい少子化の進行等により、研究概要に沿った集団規模を完全に確保することは、現実的には困難ではないかと考えているところであります。現在、鬼北町にある7つの保育所の入所児童数を見てもみますと、近永保育所を除き、それらの年齢別児童数は、ほとんどが1けたの人数という現状でありますので、今回の統廃合によって、集団での関わりを重視した協調性を育む環境を構築してまいりたいと考えております。

今後、保育所の統廃合が計画どおり完了いたしましたら、新設される予定の保育所におきまして、研究概要に沿った集団規模の確保が十分できると考えておりますが、ほかの2つの保育所においては、それぞれの年齢ごとの人数では、望ましいとされる人数に不足すると予想されることから、異なった年齢の子どもたちを、時には同じ保育室で保育し、集団を確保するなど、各保育所の実情に応じた工夫で、集団での関わりを保ち、協調性を育む保育に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問3、(1)についての再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

この鬼北町保育所施設整備計画書、10月に保育所ごとの説明会を行い、その後、決定に向けて行かれるような話でしたが、決定に当たっては、子ども子育ての会議があると思いますが、いろいろな会議がある、そういう会議を持たずに、内部の町長のほうで判断をしてというか、これは原課がつくので、原課のほうでどのような考えで案を計画書にするのか。もう会議はそういう委員会とかを持たずにされるのかというのが1点。それと、原案の案のほうでは、既に令和3年度からみどり保育所の統合というものが出されております。これも案なんですけど、かなりずれ込んでいくという見通しもあるわけですが、ここまではっきり案の段階で入れられてますが、それも含めて、どういうふうにして決定していくのかについて再度質問いたします。

○町長(兵頭誠亀君)

町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、第1点目ですが、当町の子育て支援計画につきましては、認定こども園を含めた形の統廃合について、既に計画に即してやっておりますので、必要に応じてそういう形の委員会等々については、協議する場を設けていきたいと考えております。

それと第2点目のスケジュールにつきましては、本年の6月に区長会で御説明をさせていただきましたが、当初昨年度令和2年の2月に、全員協議会において町民生活課のほうで統廃合について御説明をさせていただいた整備計画につきまして、その後、そのときも申し上げていたと思いますが、3月頃に保護者説明会を実施をしたいということで計画をしておりましたが、御案内のとおり、3月ぐらいから新型コロナウイルスの感染症が猛威を振るいまして、どうしてもその対応ができず、それと特別定額給付金とか、子ども支援の関係の国の給付金、町の独自の単独の給付金等々、町民生活課で担当するものが非常に多く、職員総出で対応しておりましたので、どうしても対応が遅れまして、計画についてはちょっとすぐには対応できないということで、その当時計画していました、令和2年度末に廃止しまして、3年度に一部のものを統合するという計画にしておりましたが、このような状況でありますし、様々な皆様の御意見、現状での御意見をいただきながら、よりよい計画を策定したいという考えがございましたので、このような状況でなっております。

具体的に申し上げますと、今考えておりますのが、スケジュールにつきましては、現在考えておりますのが、清水保育所と好藤、小倉、近永につきましては、令和4年

度末に廃止をいたしまして、令和5年度に新設の園を、認定こども園を予定しておりますが、その園に統合することを考えております。それと、みどり保育所につきましても同じ、令和4年度末に廃止をいたしまして、小松保育所に統合をしたい。さくら保育所については、ずっと継続してやるということで、今3園体制を考えております。

そこで生じますのが、老朽化している保育所がございますので、その改修等々も考慮を入れた形のスケジュール案を今考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

説明いただいたんですが、今の課長のスケジュールを10月の保護者説明会で聞かれた場合、今のスケジュールについて聞かれた場合、今の課長の説明をされるのか。そういう説明で進みます、予定ですという説明だと思いますが、される。それで先ほども聞きましたが、それで説明会を行った後も担当課で説明会の内容、そして前に取ったアンケート全てを総合して、案を実施計画として町長に決裁を取って行ってそれで決定なのか、あるいはあるような子ども子育て会議とか、そういう会議にかけるのか。どちらにしてもあれなんです、こういうふうな形で決定をして進んでいくという形について決めた段階、決定された段階で、決定過程等も含めて公表していただく、公表する考えはないかどうかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

当然ながら、決定過程につきましても、決定した内容につきましても、先ほど町長が答弁していただいたとおり、皆さんには公開する予定でございますし、必要に応じて各種団体から問合せ等々、会議等ございましたら、積極的に参加をしまして御説明をさしあげたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問3、(2)についての再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

ありません。

○議長(渡邊眞次君)

それでは、質問3については、終了します。

続きまして、質問4についての質問を行ってください。

○2番(中山定則君)

質問4、情報システムの共同利用に関する協定書について。

鬼北町を含む県内の7市町は、令和4年度からの自治体クラウド導入に向けて、8月7日付で、情報システムの共同利用に関する協定書を締結しました。次のことについて問います。

1点目、情報システムの共同利用に関する協定書の内容はどのようなものか。

2点目、情報システムの共同利用について、愛媛県のホームページには、「割り勘効果による情報システムに要する経費、人的コストの削減や、データセンターの活用により自然災害に強く、情報セキュリティー面の確保などの効果が期待される」と掲載されていますが、当町の費用負担はどの程度で、経費の削減等の効果はどの程度見込んでいるのかお聞きします。

3点目、愛媛新聞の報道によると、「住民記録や印鑑登録などの基幹系システム33事務と財務会計や人事給与など内部系システム12事務で、各市町が持つデータサーバーを1つに集約」とありますが、当町の電算システムに係る事務の全てになるのか質問します。

以上です。

○議長(渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、中山定則議員の第4番目の情報システムの共同利用に関する協定書についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の情報システムの共同利用に関する協定書の内容はどのようなものかとの御質問ですが、協定書につきましては、7市町が情報システムを共同利用していく上での基本的事項を取り決めたものであります。

協定書の第1条に目的、第3条に運営組織、第5条に災害時支援、第7条に有効期限などを定めております。第3条において、中南予自治体クラウド協議会を設置して

運営することとしており、協定内容遂行のための詳細な業務は、この協議会が担うこととなっております。

次に、2点目の当町の費用負担はどの程度で、経費の削減等の効果をどれほど見込んでいるのかとの御質問ですが、先ほど申し上げました、中南予自治体クラウド協議会の設立のため、準備会であった任意協議会において試算されました鬼北町の費用負担は年間3,308万4,000円、経費の削減率は7.3%となっております。

また、システムとデータセンターが共同利用であることから、セキュリティー対策と災害発生時の業務継続性、相互支援などの効率化が効果として挙げられます。数値には反映されておりませんが、災害時対応の経費の低減につながるものと考えられます。

次に、3点目の当町の電算システムに係る事務の全てになるのかとの御質問ですが、当町のシステムは、個人番号利用事務系、内部事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系、その他独立した個別システム、例えば防災情報・水道施設管理・建設課G I Sシステムなどからなりますが、今回該当するものは、そのうち個人番号利用事務系と内部事務系の2系統であります。通常の記事作成や表計算などを行っておりますL G W A N接続系及びインターネット閲覧などを行っておりますインターネット接続系につきましては、これまでどおり電算センターにサーバーを設置しての運用となっております。

以上で、中山定則議員の第4番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

質問4、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

国の内閣官房、I T総合戦略室のほうで、令和2年3月に地方自治体業務プロセス情報システム標準化の取組についてという資料を出されております。その中の計画では2021年度、来年度7月頃には、介護、障がい者福祉、就学、地方税、固定資産、住民税、法人税、軽自動車税、地方税について標準仕様を決定する。現在、戸籍事務については、全国自治体、各地方自治体、標準仕様書でされていると思います。そういう戸籍のシステムと同様な形で標準の仕様を、標準仕様の決定をされるようです。それで、今回の契約で国が進めている地方自治体の業務の標準化に対応していけるのかと、標準化されますと、システムに変更が生じた場合、国が標準仕様を変える、そして業者が標準仕様に基づくパッケージソフトを提供する、それでノンカスタマイズで導入していくという形が想定されています。そういう国の動きにも対応した今回の

協定であるのかどうか。

それと、先ほど説明があった中では有効期限はいつなのか。有効期限について教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

中山議員のほうからありましたように、国の標準仕様書、これは当然マニュアルという形になると思いますが、このシステムに基づいてシステムを再構築する必要がございます。これについては、共同利用することでそのシステムを一元化できますので、費用対効果等も含めて有効な協定であると考えております。

また、協定の期間でございますが、協定書につきましては、令和11年3月31日までの協定の締結期間としており、なお有効な場合は、引き続きこれを継続するということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

基本的なことを聞くことを忘れてたんですが、協定7市町が、県がオブザーバーか分かりませんが、7市町が協定したということで、7市町がデータセンターを持っている業者と今から4年からは契約をしますという協定をしたのか、そこをこの1点目の質問の最後に質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、総務財政課長のほうから答弁させます。

○総務財政課長（高田達也君）

情報システム、今回の協定書につきましては、八幡浜、大洲、西予市、久万高原町、内子町、伊方町及び鬼北町の7市町で協定書を締結させていただいております。これにつきましては、情報システムを共同利用するという事で協定を結んでいるところでございます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

ただ、業者名は言いませんが、ある業者と11年3月31日ですか、それまではその業者のデータサーバーとかを使うということでもいいんですか。その辺お願いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁要りますか。

○2番（中山定則君）

要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問4、（1）については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問4、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

総務省が自治体クラウドで掲げている効果の中で、情報システムの運用コストが3割程度削減可能となっておりますので、先ほど町長説明がありましたが、いろいろなことでの経費が要るということで3割程度まで削減されるのか、こういうふうに公表もされていますので、ぜひとも経費削減に努めていただけたらと思います。削減について再度お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

もちろん議員さんの言われるとおり、最低のコストで最高の効果を出すために努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

質問4、（2）については、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問4、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ちょっと基幹系事務の全てとか、情報系システムの全て、そういうことを聞いたかったんですが、愛媛新聞にあるようなことで例に出しておりますが、この基幹系事務

33事務のうち、鬼北町においての基幹系事務システムは33なのか、そして内部系のシステム12になっていますが、それ以外にもあるのかどうか、これを質問したかったんですが、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

現在鬼北町で取り込んでいるシステム、今回取り込むシステムの中には全てで35システムを取り込む予定になっております。

○2番（中山定則君）

基幹系は。

○総務財政課長（高田達也君）

基幹系とちょっと手元のほう、基幹系と内部系、事務系の内訳はちょっとないんですが。すみません。現在基幹系システムについては30、その他のシステム、事務系、内部系システムについては5システム、全てで35システムを予定しております。

○2番（中山定則君）

それで、ほかに基幹系システムがあって、クラウド化しないシステム、内部系システム5なんですけど、しないシステムというのはあるんですか、それについて質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、協定書に関係ある質問でしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、協定書に関係ありますか。

○2番（中山定則君）

協定書に関係ないこともない。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

ないシステムとなりますと、今手元にありますが、例えばコンビニの収納システ

ム、これは鬼北町は取り込んでおりませんので、こういったものがない。また、要保護の支援システム、こういったものもないということで、幾つかないものがございます。また、事務系についても文書管理等は取り込み、入れておりませんので、こういったものも該当しないということで御理解ください。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで、中山定則議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を2時45分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、芝照雄議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

芝議員、質問1についての質問を行ってください。

○7番（芝 照雄君）

議席番号7番の芝照雄です。

先に通告したとおり、大きな質問として、1つを質問をしたいと思います。

町の防災・減災・避難について。

最近の話題といたしますか、新型コロナウイルス関係の話題ばかりで、近いうちに起こり得る東南海地震について、防災意識が少し薄れているんじゃないか危惧をしております。

その中で、町内の避難所についてを伺いたいと思います。

1つ、町内に災害の際のいつとき避難所と避難所は何か所あるのか。

2つ目、そのうち、危険箇所等にある避難所は何か所あるのか。

3つ目、避難所開設の際の感染防止策は取られているのか。

4つ目、民家の土砂災害等危険区域等にある箇所の対策はどのように考えておられ

るのか。

以上、4つ質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の町の防災・減災・避難についての御質問にお答えをいたします。

1点目の町内に有事の際の避難所は何か所あるのかとの御質問と、2点目のそのうち、危険箇所等にあるのは何か所かとの御質問について、一括して答弁をさせていただきます。

現在、町の指定避難場所としては、26か所指定しており、そのうちで、土砂災害警戒区域内にある避難所は、三島公民館、愛治公民館、愛治小学校体育館、日吉中学校屋内運動場の4か所ですが、いずれの施設も耐震基準を満たしておりますので、地震の際の避難所としては、問題ないと考えております。

3点目の避難所開設の折の感染防止策は取れているのかとの御質問につきましては、福原議員の御質問にお答えいたしましたように、これらの避難所については、発熱やせき等の症状のある方専用のスペースを別フロアに確保し、ほかの避難者との接触を可能な限り減らすことといたしています。

また、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等の衛生用品を配備したほか、段ボール間仕切り、段ボールベッドについても備蓄を進めております。

次に、4点目の民家の危険箇所対策はどのように考えているのかとの御質問ですが、地震・大雨等による土砂災害から家屋を守るため、愛媛県の補助を受けまして、がけ崩れ防災対策事業を実施しております。家の裏が崩れたとか、裏山から落石があった等、住民の皆様から御相談があった場合、現地を確認し、この事業を推進しております。

現在、22件の要望を受け付けておりまして、危険度の高い箇所4か所を実施しておりますが、可能な限り住民の皆様の要望に応え、早期に事業を推進するため、来年以降、県へ事業箇所の増を要望してまいりたいと考えております。

また、広見川・奈良川・大宿川等の氾濫越水による被害防止策といたしまして、川床掘削事業の実施を8月に愛媛県に要望いたしました。さらに河川からの土石流被害の御相談等があった場合は、砂防施設建設を県担当部局に要望いたしております。

以上で、芝照雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（芝 照雄君）

誠に申し訳ありません。質問の内容が何人かとダブっておりますけど、丁寧な答弁ありがとうございました。

その中で、議長、1番と2番、町長一緒に答弁されたので一緒にいいですか。

○議長（渡邊眞次君）

はい、1番と2番一緒に構いません。

○7番（芝 照雄君）

それでは、1と2を合わせて答弁させていただきます。

今ほど26か所あると言われて、危険箇所が4か所だったですかね。いつとき避難所、一時避難所に当たるかもしれませんけど、小倉のコミュニティセンター、あそこは多分、土砂災害等危険区域に入ると思うんですけど、その名前は挙げられなかったのは、どうしてですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

26か所というのは、指定避難所として指定をさせていただいている箇所について御説明をさせていただいております。

○7番（芝 照雄君）

そうしたら今26か所については分かりますけど、通告書には避難所と書いておるんですけど、私が質問するときに、いつとき避難所も含めた避難所という言い回しをしたと思います。そうした一時避難所も含めて町内に何か所あるのか、分かれば答弁願います。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

大変お待たせしまして申し訳ございません。高田課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

お待たせいたしました。平成30年度の自主防の会議のほうで各地区から出していた数字でございますが、近永で34か所、好藤で27か所、愛治で16か所、三島で18か所、泉で23か所、日吉で30か所、合計148か所であります。ここでどれだけが災害区域に入っているかという点につきましては、現在調査中でございます。

○7番（芝 照雄君）

そうしたら、148足す26か所ということですかね。そのうち、また後からでもいいので、危険箇所が何か所あるかというのを教えていただけたらと思います。そうしたら1番と2番はこれで結構です。

○議長（渡邊眞次君）

質問1の1と2は、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1の3について再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1の4について再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

先ほど町長の答弁で、22件のうち、4か所実施中ということなんですけど、来年度から数を増やしていくと言われましたけど、具体的に何か所ずつ事業として行うつもりか答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

本庁には行っておりませんが、地方局のほうで状況を聞きますと、このがけ防の分は相当要望が多い。現在の要望の数として多いのが、このがけ防と川床掘削。この2つが多いということで、すぐに何件を増やしますということは言ってもらえませんでした。もう少し今から再度詰めて要望してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1については、全て了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで芝議員の質問を終わります。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、先に通告しましたとおり質問をいたします。

質問1、鬼北総合公園リフレッシュ広場について。

リフレッシュ広場の整備について質問をいたします。

(1) リフレッシュ広場の遊具が立入禁止となっているが、いつ頃復旧するのか伺います。

(2) リフレッシュ広場のトイレが1つ和式になっているが、洋式にする考えはないか伺います。

(3) リフレッシュ広場の駐車場が狭く、日曜日などは大変混雑している状況です。駐車場を広くする考えはないか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、山本博士議員の第1番目の鬼北総合公園リフレッシュ広場についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のリフレッシュ広場の遊具が立入禁止となっているが、いつ頃復旧するのかとの御質問であります。この広場には、ローラースライダーを含めて8種類の遊具を設置しており、毎年、公園施設製品整備技士の資格を持った業者に点検を委託しております。今年度は4月に点検が行われ、木製遊具1基が地面と接触している部分の腐食が進んでおり、使用禁止にしたほうがよいとの口頭でのアドバイスがあり、立入禁止にしているところであります。今後、点検結果報告書の提出がありますので、その内容を検討し修繕を行うか、または撤去し新たな遊具を設置するのか検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のリフレッシュ広場のトイレが1つ和式になっているが、洋式にする

考えはないかとの御質問であります。この場所のトイレは、男子トイレに大便器1基、身体障がい者用を兼ねた女子トイレを1基設置しております。御指摘のトイレは男子用であります。洋式トイレは近年の生活スタイルの中で必須となっておりますので、洋式トイレへの改修に向け、費用を調査し、予算計上してまいりたいと考えております。

最後に、3点目のリフレッシュ広場の駐車場を広くする考えはないかとの御質問にお答えいたします。

現在、8台分の駐車場を整備しておりますが、コロナ禍により近場で過ごす家族が増えたため、休日には、駐車場が混雑しているのではないかと推測しているところがあります。これを機にリフレッシュ広場を常時利用される家族が増えることを考慮した場合、駐車場の拡張は必要であります。駐車場として活用できるスペースが限られている現状でありますので、現在の駐車場の前方の空き地を整備できないか検討してまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

先ほど木製遊具の下のほうが腐食しているというふうな形で言われたんですが、コスモスライダーのほうも立入禁止の何というんですか、テープがされていたんですが、その辺、全体的にあと何年ぐらい使用できるのか、また今後どうするのか、それをお答えいただきたいと思います。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（渡邊 甫君）

先ほど教育長が申しましたように、まだ点検の報告書が出ておりませんので、詳しいことはちょっと見てないんですけども、どれも木製の部分については、古くなってきておまして、修繕なり、また更新なりが必要とは考えております。遊具につきましては、なかなか金額がかかりますので、またその辺も調べまして、今後検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

唯一子どもたちの遊び場というのは、あそこしかありませんので、できれば大至急修復をしていただきたいし、今後の活用についても、ぜひ御検討いただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

はい、ありがとうございます。先ほど教育課長が申しましたように、点検結果報告書の提出があり次第、内容を検討して善処するようにしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

最後になるんですが、立入禁止のテープが劣化して分からなくなっているんですよ。大至急立入禁止の札をもう一度立て替えていただきたいことと、草刈りは何回ぐらいされているのか、それを教えていただきたいと思います。

○教育長（松浦秀樹君）

台風前に私、確認しましたところ、確かに立入禁止のテープが劣化しておりましたので、台風後に張り替えるということは職員のほうに聞いておりましたが、今現在どうなっているのか確認しておりませんので、また早急に確認して対応させたいと思います。

年間の草刈り回数については、私のほうちょっと把握しておりませんので、教育課長が分かれば答弁させたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○教育課長（渡邊 甫君）

草刈りにつきましては、指定管理者のスポーツ協会のほうにお願いしておりますので、年何回やっているか、ちょっと私のほうも把握しておりませんので、またスポーツ協会のほうと話し合っ、草刈りのほうも順次やっていただけるようお願いしておきます。

○議長（渡邊眞次君）

年3回ですね。

○4番（山本博士君）

すみません。小さい子どもたちが遊ぶ場所ですので、草が伸びるとどうしても子どもの目に入ったりとかするので、その辺を考慮してやっぱり年に5回とか、そういう

ふうに集中していただければと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁は必要ですか。

○4番（山本博士君）

いいです。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（1）については、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

現在の駐車場の前の駐車場、簡易的に今駐車場になっていると思うんですが、そこも日曜日はいっぱいになります。実際にそこに駐車場がないものですから、下の駐車場まで行って置いてきて、また歩いて上がってというふうな状況になっておるのが現状です。ぜひそこを舗装して、ちょっと広げていただいて、できればグラウンドゴルフ場があるんですが、もしそこが利用されていないようでしたら、そこを利用して駐車場にすることはできないのか質問をいたします。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

グラウンドゴルフ場につきましては、週3回使っているグループがあるということで、スポーツ協会のほうから、ちょっとそれは難しいのではないというふうに報告を受けております。

それから、車止めをしているんですけども、そこを動かすとなると、子どもたちが遊んでいるところの前を車が通っていくことになりますので、それはちょっと難しいのではないかと考えておりますので、現在の駐車場の前のところを取りあえず舗装化

したいと考えております。

○4番（山本博士君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1については、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問2、老老介護について。

新聞報道でもありましたが、老老介護の世帯は全国で増えており、介護される側だけではなく、それを担う家族側への支援の必要性が指摘される中、次のことについて伺います。

（1）鬼北町において、老老介護をされている世帯は、どれぐらいおられるのか伺います。

（2）介護はどなたがされても大変な仕事です。まして、老老介護においては、1人で悩まれたり、精神的、肉体的にも大変な思いをされているのではないかと心配をしております。行政として介護側も含めた環境の改善、家族構成など個々の事案によって対応できるよう、介護の在り方を見直す必要があると思いますが、お考えを伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の老老介護についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町において、老老介護をされている世帯はどれぐらいおられるのかとの御質問であります。4月1日現在で、要支援または要介護の認定を受けている方で、在宅でサービスを受けられている方は692人おられます。そのうち、老老介護をされている世帯は151世帯であります。

次に、2点目の行政として個々の事案によって対応できるよう、介護の在り方を見直す必要があると思うが考えを伺うとの御質問であります。介護を要する高齢者の

方々が、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支援するための相談窓口として、広見保健センター内に地域包括支援センターを設置しております。

具体的な支援といたしましては、個々の事案に対応するため、家族、地域住民からの介護や、福祉に関する相談への対応や支援、充実したサービスを提供するため、関係機関への指導・助言・調整等を行っております。

また、町独自の支援といたしまして、在宅の寝たきり及び重度認知症高齢者を抱える介護者に対し、介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに精神的及び経済的援助と、高齢者在宅福祉の向上に資することを目的として手当を支給しております。

なお、国は、2040年問題を見据えて、受ける側・提供する側の方々に対する介護を含めた社会保障改革について議論が進められており、当町としては、国の動向を見ながら、介護の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

町長の説明の中であつたかとは思いますが、介護者の話を聞く、そういった相談窓口というのはあるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいま山本議員さんから質問のあつた件についてお答えいたします。

相談窓口があるかということですが、相談窓口は先ほど町長の答弁でありましたように、当保健センター内に地域包括支援センター係というのを設置しております。そこに保健師とか、それから職員を配置しておりますので、通常は介護の認定を受けられた方は、まずそちらで相談を受け、その方の介護に係るサービスを充実させるため、計画ケアプランという計画書を作成します。それが相談窓口として設置しているところ

ろであります。

以上です。

○4番（山本博士君）

多分、入浴支援とか、訪問介護とか、そういった形でされているのではないかと思うんですが、その方々が介護側の話を聞かれるとか、そういうことはあるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

その件、今の質問についてお答えします。

介護については、いろいろな状況、家族、その他含めて周りの状況を把握しながら計画、サービスの提供を受ける内容等を計画していくようにしております。

以上です。

○4番（山本博士君）

ぜひ訪問介護に行かれたときに、介護される方のお話をぜひ聞いていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。答弁はいいです。

○議長（渡邊眞次君）

答弁はいいですか。

町長何かありますか、答弁。

○町長（兵頭誠亀君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

ありませんか。

それでは、質問2については、以上で終了します。

それでは、質問3についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問3、新型コロナウイルス対策について。

コロナ禍の中で、保育士や学校の先生方の負担が増えているのではないかと危惧しておりますが、次のことについて質問をいたします。

(1) コロナ禍の中で、通常業務以外に子どもたちの命を守るため、コロナ対策をされ、大変気を使われる日々が続いていることと思います。そのコロナ対策の中で負担となっていることはないか伺います。

(2) コロナ禍の中で、取りやめとなった様々な研修、行事などがあると思いますが、これを機会に見直しをし、先生方の働き方改革をされてはどうかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、山本博士議員の第3番目の新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のコロナ対策の中で負担となっていることはないかとの御質問であります。小・中学校においては、学校規模によって負担感が違っているようであり、負担は感じていないという学校もあれば、消毒作業や給食配膳に時間を要したり、三密にならない配慮や、刻一刻と状況が変化する中での保護者等への文書作成が負担と感じている学校があるようです。一方では、会議や出張等の減少により、子どもたちと接する時間は増えており、一概にマイナス面ばかりではないと考えております。

また、保育士に関しましては、担当課の町民生活課に聞いたところによりますと、小・中学校と同様に感染防止対策に気を使い、負担と感じている保育所もあるようですが、行事等の減少により、児童と接する時間が増え、充実した保育につながっているとのことでもあります。

次に、2点目のコロナ禍で取りやめになった研修、行事について、これを機に見直しし、先生方の働き方改革をされてはどうかとの御質問であります。教員の働き方改革につきましては、これまでもICTの活用、学校行事及び会議の精選、中学校の部活動の休養日の確保、学校生活支援員の雇用等によりまして改善を図ってきたところであります。

このたびのコロナ禍によって、出張、行事、研修等を取りやめたり、規模を縮小したりした中で、長年続いてきたものをやめることは難しい面があったわけですが、教育活動に直接的な影響がなかったものもあり、今後、さらなる改善が図れる可能性もあると考えておまして、学校と連携を取りながら見直しを行い、働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

また、保育所におきましては、保育士等の資質向上を目指し、松山等で開催される各種の研修等において、感染防止対策の観点から、eラーニング（Web）を活用した通信教育形式で、町内で受講できるようになるなど、研修形態に変化が生じてきており、行事につきましても、必要性について見直す機会になりましたが、今後は主

催や連携する機関と協議の上、可能なものから見直しを行い、働き方改革に取り組んでいきたいとのことであります。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問3、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

それぞれの学校の中でコロナ対策会議などもされていることと思いますが、今後のこともありますので、ぜひPTA代表とか、保護者、そして近隣の方々の代表者に参加していただいて、コロナ対策を共有することも大切になってくるかと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

失礼いたします。大変御心配をいただきありがとうございます。

コロナ対応につきましては、どうしても御家庭や地域の御協力が必要でございますので、当初から学校を通じ、文書等で御家庭や地域の方には御依頼を申し上げ、機会あるごとに御協力を仰いでいるところでありますが、会議を当初に開くことについてブレーキがかかっておりましたので、年度当初につきましては、会議を開いてということについては、各学校それぞれ配慮をしていたようで、文書によるものが多かったように思います。

以上です。

○4番（山本博士君）

緊急の場合は、例えば学校にクラスターが発生したとか、そういったときに先生方だけで負担を抱えず、休校になると思うんですが、その後の消毒とかなんかというのは、保護者でも近隣の人でもできるわけですから、そういった協力を仰ぐということも大切ではないかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

失礼いたします。学校で感染者が発生したり、クラスターが発生したということになりますと、対応が学校を越えてしまいまして、保健所のほうが直接担当することになるかと思っておりますので、この件について構わなかったら保健介護課長のほうから答弁させたいと思いますが、構いませんか。学校でクラスターが発生したときの対応について。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今質問がありました消毒の件ですが、基本的にコロナの陽性者が、感染者が出た場

合、保健所が対応を全部します。消毒についても、保健所が入って保健所が消毒の仕方等について指導をしていきます。ただ、これは詳細は保健所のほうが教えてくれないので分からないんですけど、聞いたところによると、基本的には、それぞれ施設管理者、または個人であれば個人が消毒をそれぞれ行っているということを聞いております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問3、（2）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

大分働き方改革も先生方されているようなんですが、現在はどうかちょっと分からないんですが、前は先生方、保育士さんなんかもそうですが、家に持ち帰って仕事をされていた、よく聞いております。そういったことも改革されてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

教職員につきましては、ICTのほうを活用した事務処理になっておりまして、原則個人データ等も持ち帰ることができなくなっておりますので、家庭でやるのは、ほとんど自主研修、自分で学習するというようなことで、学校関係の事務処理等については、原則持ち帰りではできないことになっております。自分の自己研修のための研修については、それぞれ家庭のほうでもやっている状況ではないかと思いますが、それにつきまして、時間等を把握することはできておりませんので、御了解をいただいたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、1番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

高橋議員、質問1についての質問を行ってください。

○1番（高橋聖子君）

議席番号1番、高橋聖子です。

先に通告したとおり、質問させていただきます。

まず、このたびのコロナ禍の校内での感染予防対策、休校時の不安時の児童生徒一人一人に寄り添い、御尽力くださっております教職員の皆様に感謝申し上げます。

それでは、6月の議会で1人1台端末の予算5,360万円が承認され、小学校・中学校の児童生徒全員がタブレットを1台ずつ使用できることになりました。

(1) 今後のICT活用教育の推進について伺いたします。

(2) 学習ソフト利用状況について伺いたします。

(3) オンライン授業について伺いたします。

(4) ITインフラ整備について伺いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、高橋聖子議員のICT（情報通信技術）を活用した教育についての御質問にお答えいたします。

児童生徒1人1台のタブレット整備関係の予算につきましては、高橋議員御案内のとおり、6月に開催された第2回議会定例会で御承認いただきました。その後、全国で同様の整備が行われることもあり、文部科学省から、都道府県単位で調達を進めるよう通知がありました。そこで、愛媛県が共同調達協議会を設立し、全20市町に参加の打診があり、鬼北町を含め8市町が参加して共同調達に係る協議が進められました。8月20日に愛媛県において一般競争入札が執行され、契約相手及び金額が確定したため、その業者と鬼北町が随意契約により仮契約を締結し、本定例会に財産の取得の議案を提案しているところであります。

1点目の今後のICT活用計画の推進についての御質問であります。教育委員会では、平成27年度に情報教育機器を整備した折に、デジタルとアナログの融合をテーマに掲げ、従来から教師が授業の中で大切にしてきたものは、引き続き研究・改善・実践しつつ、ICT機器は授業改善を進めるツールの1つとして日常的に活用できるように取り組んでまいりました。

今年度、児童生徒1人1台の端末整備が完了した後には、複数の学級で同時にICT機器を活用した授業が可能となり、デジタルとアナログの融合がより一層進展するものと考えております。

次に、2点目の学習ソフトの利用状況についての御質問ですが、現在活用している学習ソフトとしては、基本的な文書作成、表計算、プレゼンテーションソフトをはじめ、双方向で画面を見ながら授業ができる授業支援ソフト、デジタルドリル教材、プリント作成ソフト、デジタル教科書等を利用しております。

今年度に整備する端末につきましては、先ほど申しあげましたように、県で共同調達を行いました。ソフトウェアは含まれておりませんので、既存のソフトウェアを活用しつつ、学校と協議を行いながら、導入してまいりたいと考えております。

次に、3点目のオンライン授業についての御質問につきましては、6月に開催された第2回議会定例会の折に、中山議員からもオンライン学習に取り組んでいく考えはないかとの御質問をいただき、概略次のように答弁しております。「今後、新型コロナウイルス感染拡大の第2波・3波が想定されており、再び臨時休業となる可能性も大きいことから、子どもたちの学習支援のために、遠隔授業が行えるような機器整備や、体制づくりを進めることが大切であると考えております」というものであります。

機器整備に関しましては、御案内のように、今年度中に整備する予定でありますし、どういった方法でオンライン授業を行えばよいのかは、学校の情報主任委員会で話し合っていたくようにしております。

今後のオンライン授業につきましては、コロナウイルスが流行し始めた頃には、未知のウイルスということもあり、学校現場は長期の臨時休業を行いました。最近では感染症防止対策を行いつつ、コロナウイルスと上手につき合っ、社会生活を進めていく風潮となっております。例えば、学校現場でコロナウイルスに感染した人が発生し、臨時休業した場合でも、濃厚接触者の囲い込みができ、消毒作業を行った上で、速やかに学校再開をしていくという現状であります。しかし、長期休業する可能性がなくなったわけではありませんので、オンライン授業ができるよう学校と連携を取ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目のITインフラ整備についての御質問ですが、コンピュータなどの機材は、先ほどまでの答弁と重複いたしますが、端末及びソフトウェアを、今年度、国のGIGAスクール構想に基づき、補助金を活用し、全児童生徒分を整備予定であります。通信回線やネットワークは、平成27年度に整備を完了しておりますが、端末が増加するため、サーバの増設や通信回線の増強などを行い、円滑な授業が

できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、高橋聖子議員の御質問への答弁といたします。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。

3年前からICT活用推進校の研究発表を見学させていただいております。学習教材としての活用は進んでいる、充実していると私は感じ取っております。

2020年からプログラミング教育が小学校で必須化されております。今後は、教師主導から学習者中心に子どもたちの多様な学びを実現する手段として活用することが重要だと思われれます。

それに併せて、教職員の業務を支援する統合型支援システム導入、そちらのほうもお考えいただけますでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

失礼いたします。平成27年度にいろいろなICT機器の整備を行ったときに、教師用の業務支援ソフトも導入させていただいております。能率よく効率よく事務処理もできるような体制になっておりますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい、了承です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（2）については、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（4）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

先ほどの教育長の御答弁で、1人1台端末高速容量ネットワークをどんどん取り入れていただくということで、ITインフラのほうの校内設備は整っていていると思います。ITインフラ設備は、教育現場のみならず、町全体の企業誘致、若者の移住、定着の強みになると思います。町としてのお考えをよろしければ町長お聞かせいただけますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の補正予算に計上もいたしておりますけれども、従来の企業誘致というものについては、土地を構え、工場を誘致する企業に対していろんなハード面、ソフト面の支援をしてきた。ただ、そのような状況が、アジアの状況から言うと、なかなかそれが困難である。このような過疎地域においてはなかなか難しいということが一般に言われておる状況の中で、いかに企業を誘い込むかという1つの方法として、やはり今回のコロナ禍というものについてチャンスがあるんじゃないかなと私は思っております。町なか賑わいエリアの中に空き家がありますけれども、その空き家を改修し、そこにワーケーションという形のもをということで、少し休日も含めて少し仕事をしてみませんかというふうなところの事業を県下一帯南予を中心にやっていこうというところでもありますけれども、今日の愛媛新聞に知事の県議会での答弁があったわけですが、そこにはワーケーションという名前じゃなしに、シェアワーキングという名前が使われておりました。やはり1つのエリアの中のそのような誘致をするというような仕事場と、例えばそれを二、三か月に1回とか、何曜日に、火曜日、木曜日はこの業者とかいうふうなエリアを指定して、そこをいろんな人に使ってもらおうとかいうような方法もあるんですよということを知事は言われております。いろんな方法で事ある機会に東京、大阪、または県内の企業をいろんな場面で鬼北町に来ていただいて、ここで働いてもらう、そこからいろんな枝分かれといいますか、道が出てくるんじゃないかなというふうにも思っております。その予算を計上いたしておりますので、

御理解いただきたいと思います。その中の1つの方法として、光ファイバーは全部やっておりますけども、それ以外にこれからの5Gというものも念頭に置かなければならないと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで高橋聖子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を4時とします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第10号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第10号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について、専決処分の報告を行います。

町道日向谷線の山側のり面が崩壊し、片側通行となっているため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、12節、委託料を2,400万円増額するものです。これは町道日向谷線の山側のり面が崩壊し、片側通行となっているため、急遽、測量設計委託料を計上したものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

13款、1項、3目、災害復旧費国庫負担金として1,200万円を計上し、20款、1項、9目、災害復旧債として1,200万円を計上し、財源に充てるものです。

次に、第2条の地方債の補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、2の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業債について1,200万円増額し、限度額を2,390万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、議案第41号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第41号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、鬼北町条例第20号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、鬼北町手数料条例の一部について所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、新旧対照表の3ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、マイナンバーカードの通知が、令和2年5月25日から通知カードを送付する方法から、個人番号通知書を送付する方法に変更になったことから、左の現行の欄に掲げる傍線部分の規定を削除するものです。

新旧対照表での説明は以上でございます。

議案書4ページを御覧ください。

附則について御説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、鬼北町条例第20号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第41号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第42号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第42号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、鬼北町条例第21号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書5ページをお開きください。

今回の条例改正は、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等が施行されたため、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

今回の改正につきまして、主な点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。

第2条第9号は、「支給認定」とある略称を、「教育・保育給付認定」に改めたことによる改正です。なお、この用語については、この条例全般にわたり改められておりますので、お目通しください。

また、第2条、用語の意義に第12号から第16号までを加えるものであります。

7 ページを御覧ください。

第13条第1項は、保育料の無償化に伴い利用負担を満3歳未満児・保育認定子どもに限定する改正でございます。

次ページ、第13条第4項第3号の規定は、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの食事の提供に要する費用について規定したものを追加するもので、(ア)は、同一の世帯に属するものに係る市町村民税合算額が、1号認定子どもの場合、7万7,101円未満、2号認定子どもの場合、5万7,700円未満の場合について、(イ)は、同一世帯に3人以上の多子世帯における第3子以降の場合について副食費が無料となる規定でございます。

22 ページを御覧ください。

第42条に第2項及び第3項の規定を追加するもので、代替保育の提供において連携施設の確保が困難な場合、小規模型保育事業A型、B型及び事業所型保育事業を連携協力を行うものとして認めるものでございます。

24 ページを御覧ください。

第4項及び第5項の追加につきましては、特定地域型保育事業を卒園した後の受皿として地域連携施設の保育確保が困難と認められる場合は、利用者が20名以上である企業主導型保育事業、または認可外保育所を連携協力を行うなどとして認めるものでございます。

25 ページを御覧ください。

第8項の追加につきましては、保育所型事業所内保育事業で、満3歳以上の子どもを受け入れている事業者は、保育士配置基準が認可保育施設と同等であるということから、連携施設の確保を不要とするものでございます。

35ページを御覧ください。

附則第3条は、小規模保育事業C型を対象とした経過措置であるため、削除するものであります。

36ページを御覧ください。

附則第5条は、特例保育所型事業所内保育事業者を除く、特定地域型保育事業者の連携施設に関する経過措置を5年から10年に改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上でございます。

議案書14ページを御覧ください。

附則について説明をいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は、令和2年3月31日から適用するものとしてございます。

以上で、鬼北町条例第21号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号、工事請負契約（鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第43号、工事請負契約（鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備）については、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備）。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 1億2,361万5,800円。

4、契約の相手方 愛媛県宇和島市寿町一丁目5番7号。豊田冷機工業・桐島電工特定建設工事共同企業体。代表者、豊田冷機工業株式会社代表取締役、豊田太一であります。

工事内容の詳細については、教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育課長（渡邊 甫君）

それでは、議案第43号、工事請負契約（鬼北総合公園体育館空調設備整備工事（空調設備））の工事内容について説明いたします。

別紙A3判の資料を御覧ください。

本契約の締結に当たりましては、鬼北総合公園体育館のアリーナに除湿型放射冷暖房システムを整備するものであります。整備します空調設備につきましては、バレーボール、バドミントン、卓球等の風の影響を受ける球技の実施を考慮し、通常のパッケージ型エアコンではなく、風や音の出ない特性を持った空調設備を選定しております。

資料1枚目に設備メーカーのパンフレットのコピーを載せております。システム概

要が右下に記載されておりますが、この空調設備は、空冷ヒートポンプで冷却、または加熱した水を縦型ルーバー状デザインの鋼鉄製ラジエーターで循環させ、その放射熱と除湿により冷暖房を行うものであります。この鋼鉄製ラジエーターである除湿型放射冷暖房機を1階アリーナの出入口や窓などを除く全ての壁面に設置するものです。その他の設備としましては、空冷式ヒートポンプチラーを2台、密閉式膨張タンクを1台、配管設備等を行うものであります。

資料の2枚目は、他の体育館の施工例であります。壁の黒く見える部分に除湿型放射冷暖房機が設置してあり、その前に防球網が設置してあります。

資料3枚目及び4枚目は、今回工事いたします鬼北総合公園アリーナの平面図及び展開図で、黄色く色付けしている部分に冷暖房機を設置いたします。

また、参考としまして、この工事以外にも2件の指名競争入札を行い、1件は、高圧受電盤の増設、電線管、電線の幹線動力設備工、コンセントの設置、2階観客席へのスポットエアコン14台の設置等を行います電気設備工事を2,693万1,300円で、有限会社セイケ電設が落札をしており、もう1件は、除湿型放射冷暖房機設置箇所のフローリング床の撤去及び張り付け、室外機基礎、フェンス設置等を行う建築工事を2,920万2,800円で株式会社スギモトが落札をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

毎回聞くことなんですけど、参加企業の数と落札率を教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

入札担当であります総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

参加業者数であります。2社でございます。落札率につきましては、92.87%でございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

これは先ほど空冷とか言われたけど、ラジエーターの中を水が回るということですが、水源はどのような形ですか、お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

水のほうは水道水を使用する予定であります。

○9番（程内 覺君）

その水道水も結構要るのかな、そうでもないんやろうか。量が分からんのやけど、ただ単に水道水というてもたくさん要るのか、そんなに要らないのか。たくさん要るなら地下水を掘削するなりしたほうが安上がりかなと思ったりするんですが、いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

水道水の量までちょっと把握はしておらんわけですけども、循環させますので、そんなに新しい水を入れる必要はないと考えておりますので、あんまり必要じゃないと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

水冷式ということですが、これ冷やすのに時間的にはどのぐらいかかる。

○町長（兵頭誠亀君）

冷やす時間について、教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

メーカーの話によりますと、約1時間程度かかるということでございます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

それでは、質疑はありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第43号、工事請負契約(鬼北総合公園体育館空調設備整備工事(空調設備))の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第44号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

児童生徒1人1台の学習用コンピュータ端末整備のため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類 G I G Aスクール用端末。

2、備品の内訳 児童生徒学習用コンピュータ端末623台。

3、取得金額 3,186万6,450円。

4、契約の方法 随意契約。

5、契約の相手方 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15。四国通建株式会社。代表取締役、高木康弘であります。

取得する財産の詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育課長(渡邊 甫君)

それでは、議案第44号、財産の取得について内容を説明いたします。

取得する財産につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、町内児童生徒1人1台の端末を購入するものであります。

文部科学省のGIGAスクール構想では、端末はシンプルで壊れにくいもの、高速大容量の通信ネットワークやクラウド活用により、安価でメンテナンスも楽である機器を推奨しております。

また、全国の学校で多数の端末が必要となることから、その調達に関しましては、都道府県単位を基本とした広域大規模調達が推奨されております。

そこで、当町におきましては、愛媛県及び県内市町が連携共同して、端末等を整備するために設立されました愛媛県GIGAスクール端末等共同調達協議会に入会し、その協議会において8月20日に一般競争入札が実施され、落札業者が決定したため、随意契約により購入をするものであります。

今回、購入する端末は、国が推奨する能力を備えた端末で、ラップトップでもタブレットとしても使用でき、カメラを内蔵した端末を児童生徒1人1台の整備を行うために、小学校児童分416台、中学校生徒分207台の合わせて623台を設定作業料を含めて3,186万6,450円で購入するものであります。

参考資料としまして、購入予定の端末のカタログのコピーを配付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

623台、多分全校生徒だろうと思うんですけど、今まで使いよったのは、廃棄いうことはないけど、リースなんで返却ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今使っている機器でありますけども、今年度でリース契約は終了します。しかし、その後、無償で譲受けをすることになっておりますので、もうしばらく新しい機器が来て慣れるまでは使っていきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

これ、パソコン等々であれば故障することもあると思います。そのときに授業に差し支えないように補助というか、台数は確保できるのか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さん、故障ですね。教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

故障についてでありますけども、今回のG I G Aスクール構想で頑丈で壊れにくいものという端末が選定されております。ですが故障はすることはあると思うんですけども、今回の623台は、現在の児童生徒数で購入しております。来年度以降、児童生徒数どんどん減っていきますので、それらの余った分を壊れた分に補充していきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○5番（赤松俊二君）

この契約の方法、随意契約。これは今までのリースでされよるといふことの契約といふので随意契約をされていると、そういう契約方式、普通の一般指名ではなしに随意契約をされたのかと、先ほどの答弁で修理とかは、そういった随意契約、そういった中に、もうそういう保守なんかも入っとんじやないですか。その契約の内容でやられとるのかと思ったんですが、その点、2点についてお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

契約方法なんですけども、先ほど説明いたしましたように、愛媛県と県内市町が連携して協議会を設置して、そこで一般競争入札をしております。その業者と今回随意契約で契約をするということでもあります。

それから、保守につきましては、費用がかかりますので、保守は入らずに、先ほど申しましたように、余る分を壊れたところに補充していくという形にしていきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○5番（赤松俊二君）

了解。

○7番（芝 照雄君）

これは1人1台ということなので、多分専属にずっと使っていただろうと思われま
すが、生徒児童の持ち帰りは可能なのか、そこら辺お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

持ち帰りにつきましては、コロナ等の影響で学校に来れない、そういうときに持ち
帰らせてオンライン授業をしたいと考えております。

○7番（芝 照雄君）

はい、了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

購入に当たって1台5万1,150円ぐらいで購入できているんですが、この協議
会で共同購入したことによってどれだけ安く購入できたかについて伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時38分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

お待たせして、すみません。

それでは、教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

予定価格が約13億1,900万円のところを、落札額が13億700万円で落札をされております。率にしますと、99.1%で落札をされております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

それであれば、1台当たり5万1,150円という、これは単価と見てよろしいんですかね。そうしたら、GIGAスクール構想の助成では4万5,000円までの上限になっているんですが、それを超えた分ということですね。その負担は町のほうでということですか、県。お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

端末のほうが1台4万4,500円、それから設定費用のほう6,600円になっております。設定費用のほうは、町単独の事業になります。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

中山議員、よろしいですか。さっきの質問はよろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日18日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

（午後 4時42分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）